

平成15年9月11日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育委員長	長	江	崎	サ	卜子
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事		武	藤	竹	美
監査委員		江	口		徹

平成15年9月11日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	2 伊 東 茂	<p>1. 桑原市政が目指す今後の鹿島市とは？</p> <p>(1) 第4次総合計画の進捗状況</p> <p>(2) 鹿島市が目指す都市像について</p> <p>2. 高齢化社会に於ける福祉の充実について</p> <p>(1) 食の自立支援事業について</p> <p>(2) 社会福祉法人減免制度の現状</p> <p>3. プロ市民が育つ参加と連携のまちづくりについて</p> <p>(1) 地域振興を目指す団体（グループ）の情報ネットワーク化</p> <p>(2) 各種サークル活動の情報交換</p>
6	1 徳 村 博 紀	<p>1. 女性がもっと社会で活動的に働ける環境づくりとして</p> <p>(1) 病児保育・24時間保育施設等の設置の必要性</p> <p>(2) 子守をしてくれる人の登録制度の創設について</p> <p>2. 当市における国、県、広域圏等の出先機関（主要官公署）減少について</p> <p>3. 青少年犯罪対策について</p> <p>(1) 大型倒産店ヴィータ等</p>
7	6 山 口 瑞 枝	<p>1. 教育問題</p> <p>① 完全学校週5日制の実施から一年、本市の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎・基本の定着、学力低下対策は</li> </ul> <p>② 国際理解教育の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における小学校の英語教育の必要性は</li> </ul> <p>2. 観光を第三次産業の基幹産業としてのとらえ方</p> <p>① 一次産業と観光の一体化による新しい産業おこしについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農と観光</li> </ul> <p>3. 食育について</p> <p>① 「食と農の再生プラン」施策は</p> <p>② 学校、地域における食育の取り組みは</p>
8	4 水 頭 喜 弘	<p>1. 住民基本台帳ネットワークについて</p> <p>① 2次稼動にあたってセイフティは</p> <p>② 申請受理件数と交付枚数は</p> <p>③ サービスをカードに付加する考えは</p>

順番	議員名	質問要旨
8	4 水頭喜弘	2. 少子化対策について ① 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について  3. 食の安全について ① 「食品安全基本法」が施行 ② 食の教育について  4. やすらぎと潤いのある安全なまちづくりを ① 犯罪が発生しにくい環境整備を ② 公園の整備  5. 環境問題 ① グリーン購入について

午前9時59分 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。まず、2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

おはようございます。2番伊東です。市議になりまして初めての一般質問、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

質問内容は三つの項目から成ります。まず1項目めが、桑原市政が目指す今後の鹿島市について、2項目めが高齢化社会における福祉の充実について、3項目めがプロ市民が育つ参加と連携のまちづくりについてです。よろしくお願いいたします。

それでは、1項目めの桑原市政が目指す今後の鹿島市についてですが、平成2年に桑原市長が誕生して、現在4期目を迎えております。その間、平成6年に第3次鹿島市総合計画の中期基本計画が示され、「人が輝くまち鹿島」を基本理念に、大型プロジェクトが進展しました。207号バイパス工事、444号線の大村までの開通などの交通網の整備、スカイロードなどの中心市街地の整備、北公園、蟻尾山運動公園など、公園、緑地の整備、生涯学習センターエイブルなどのコミュニティー施設の整備、下水道など住環境整備、そのほかにも中核都市にふさわしいまちづくりを推進してこられました。

その間、社会情勢は目まぐるしく変化し、混沌としたカオスの時代へと移行し、経済においては、バブル経済の崩壊に伴い企業倒産、金融機関の破綻、リストラのあらしが吹き、失業者の増加など、テレビ、新聞等で連日報道され、一般市民も人ごとではなくなり、株価低迷、消費低迷とデフレ経済に拍車をかけ、経済再生の糸口すら見えない状況が続いています。

また、少子化は深刻な社会問題となり、このまま進めば、若年労働力の減少とともに社会保障費用に係る現役世代の負担増により社会活力を低下させるとともに、子供同士が触れ合う機会を減少させ、自主性や社会性を育てにくくする心配があります。平成11年、新エンゼルプラン策定後どれだけ環境改善されたのか疑問を感じます。自然環境の破壊により、地球温暖化、異常気象など人体に与える影響も懸念されます。これらの問題は、本市においても例外ではなく、このままの状況が続けば、まちの活力、人の活力が失われていきます。

そして平成12年、第4次鹿島市総合計画が策定され、現在各事業が展開されています。この第4次総合計画は、まちづくりについて小学生の作文、市民からの論文の募集、アンケート調査、民間アドバイザー会議、中学生、高校生、大学生の懇談会など、各世代多くの民間の意見を取り入れた総合計画だと認識しています。

小学生の作文には、将来自分たちのまちの夢が描かれていました。市民の皆さんのアンケート、論文には、ふるさと鹿島を愛する思いが描かれていました。民間アドバイザー会議では、各業種、各分野から7名の委員が1年半熱心な議論をなされました。スタートから3年が経過しようとする中、大いなる田舎の創造を目指して新たに動き出した21世紀初頭の重点プロジェクト8項目を初めとする第4次総合計画の進捗状況と、民間の意見がどのように反映されているのかをお聞きしたいと思います。

ただ、この質問は各担当課の答弁では長くなりますので、総括的に見て市長の所見をお願いいたします。

次に、現在太良町と1市1町の合併に向け協議がなされています。多くの市民の方から、合併問題はどぎゃんなつとつとやとか、合併は大丈夫な、合併すぎ鹿島はどぎゃんなつとやろうかと質問を受けます。多くの市民の皆さんが合併問題に期待を寄せ、関心を持っているわけです。

賛否両論飛び交う中、本年1月24日の臨時議会において2市4町案が否決され、鹿島市の将来を不安視する意見を耳にしました。商圈拡大に期待を寄せていた商工業の方々は、これで鹿島の経済浮揚は断ち切られたと嘆いておられました。しかし、すべてが断ち切られたわけではないと思います。太良町との合併を必ず実現させ、そして新たな広域合併を目指すことも視野に入れるべきだと想います。

8月に実施された鹿島市、太良町4,500人へのまちづくりアンケートの集計結果も気になりますが、合併を見据えた鹿島市の将来像を桑原市長はどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

次に、2項目めの高齢化社会における福祉の充実についてですが、我が国においては急速な高齢化により、平成12年度国勢調査では、高齢者人口、65歳以上が2,200万人を超え、総人口の17.3%となり、平成27年には3,180万人、総人口の4人に1人が高齢者になると予測されています。また、鹿島市における平成12年度国勢調査では、高齢者人口7,212人、総人口の21.7%、本年3月31日現在7,769人、総人口の23.1%と全国平均を大きく上回り、高齢化が一段と加速し、平成27年には9,127人と、鹿島市人口のほぼ3人に1人が高齢者となることが見込まれています。さらに、前期高齢者65歳から74歳、それと後期高齢者75歳以上の構成を比較してみると、平成17年度から後期高齢者が前期高齢者を上回ると予測されています。

長寿社会を迎える今日、だれもが健康であり続けたいと願うでしょう。ゲートボールやグラウンドゴルフを仲間と楽しみ、趣味やサークル活動、またボランティア活動で生きがいを見出す方もおられると思います。しかし、足腰が弱り、自立した日常生活が困難になったとき、だれが自分の老後を見てくれるのか不安を抱きながら、多くの高齢者が日々の生活を送っています。核家族化が進み、高齢単身者や高齢夫婦の世帯数も年々増加しています。このような現状を踏まえ、高齢者福祉サービスの充実を求める声は、今後さらに大きくなっていくものと思われまます。

本市議会においても過去何度となく取り上げてきた高齢者への生活支援、介護保険について、私なりの視点で質問をしたいと思います。

まず、食の自立支援事業ですが、これはいわゆる配食サービスのことです。配食サービスは、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯などで、心身の障害等の理由により食事の調理が困難な高齢者に対し、ほかのサービスとの調整を図りながら利用者の実態に応じた配食サービスを提供し、食の自立を図ることを目的とした事業です。

現在、市内の好日の園さんが本市から委託を受け、月曜から土曜まで1日50食の夕食の配食サービスを実施しているわけですが、利用実績を調べさせていただきました。

平成13年度が1万3,443食、平成14年度が1万4,306食、ことし4月から7月までが4,428食と増加傾向にあります。要援護高齢者に対するアンケート調査においても、現在利用している人が35人、今後利用したい人が64人と、現行の配食サービスでは希望者に満足な提供ができなくなります。また、この配食サービスには高齢者の安否確認や健康状態、生活状況の把握など、事故等を未然に防ぐためにも必要です。お聞きしたところによると、こういうふうな場面に何回となく遭われたということ、介護をしていらっしゃる方からお聞きをいたしました。

質問の1点目は、鹿島市として今後1日50食からふやす予定はあるのかという点。2点目が、利用料金が現在1食780円で、個人負担が400円、市の補助が380円です。個人負担が軽減できるように、利用料金の見直し、補助金の見直しは検討されるのか、御答弁をお願い

します。

次に、介護保険制度についてですが、平成12年にスタートし3年が過ぎました。さまざまなサービスを利用者に合ったケアプランに沿って受けることができ、在宅介護、施設介護サービスの利用者は年々増加の傾向にあります。本市においては、要介護認定者はことし6月末で1,158人となっております。自立した日常生活に戻れるように、デイサービスやデイケアを受けています。自宅での介護が困難な高齢者への施設介護サービスにおいても満床の状態で、待機者数も各施設への重複申し込みがあるにせよ、200名以上となっております。改善は急務と思われませんが、本市のお考えをお聞かせください。

また、低所得者対策についてですが、社会福祉法人が行うホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームを利用する非課税世帯への減免制度は、満足いくサービスを受けるためにも大変必要だと思います。しかし、本市での減免制度を受ける数は、平成13年248人、平成14年度が223人、本年度は122人と減少しているのは、財政的な理由で規制を加えているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

最後の3項目めですが、プロ市民が育つ参加と連携のまちづくりについてです。これは質問というより、提案の形で述べさせていただきます。

現在、市内には地域振興やまちの活性化に取り組むグループ、またボランティアを推進する団体、自己啓発のため講演会や勉強会を開催している団体など、数多くの団体、グループがさまざまな活動を展開しています。自主的に参加し、会の趣旨に賛同し、行政に頼ることなく、自主財源、手弁当方式で社会へ奉仕、貢献する姿勢には敬意を表するとともに、頭の下がる思いです。民間ならではの自由な発想や新しい手法、行動力は、時として行政も見習うところが多々あるのではないのでしょうか。

鹿島ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所など、世界的な組織のメンバーの活躍は、マスメディアにもたびたび取り上げられ、市民の周知するところだろうと思います。ボランティア活動においては、社会福祉協議会に登録されている団体だけでも32団体、活動内容もさまざまで、障害者や高齢者との交流、理容・美容組合の散髪奉仕、公園、道路の清掃作業、募金、チャリティー活動など、行政の手の届かない部分をサポートしていただいております。

市長が提唱するプロ市民、まちづくりの主体者は一人一人の市民であり、積極的にまちづくりに参加する人と言えるのではないのでしょうか。ライオンズ、ロータリー、青年会議所などは組織も確立をされ、情報交換がなされています。また、ボランティア団体も連絡協議会を設け、情報交換がなされています。今回、私を取り上げるのは地域振興に取り組むグループです。

市内各地区でさまざまな伝統行事、お祭り、ユニークな村おこしのイベントが展開されています。五穀豊穡を願い長年受け継がれてきた伝統行事や、夏祭り、秋祭り、地域に密着し

たイベントの数々、さまざまな形で子供からお年寄りまで多くの方が参加をしています。太鼓や浮立のけいこに汗を流し、大人から子供へと受け継がれていく伝統文化、これに参加することにより、郷土愛をはぐくみ連帯意識も芽生えてきます。このように、各地区で行われる行事、イベントに積極的に参画し、準備、運営などを手がけるグループがあります。

七浦地区の七青会は夏祭り、潟開き、収穫祭などに参画し、浜地区の若手グループ浜っつと会は、浜町をもっと元気にしたいと2年ほど前に立ち上げました。また、浜宿独自の歴史と生活文化に着目し、多彩なイベントを通して活力あるまちを実現しようと活動する浜宿水とまちなみの会、また祐徳ロードレースを初め、鳥居と桜の集いなど企画、サポートする古枝若っかもん会、ふれあい祭り、やまベンチャー喰らお〜会などで活躍する能古見どぎゃんしゅう会、北鹿島地区の振興協議会青年部など、このほかにも自分たちの力で地域振興に取り組む団体がたくさんあると思います。このような団体こそ、生まれ育った自分の地域のことを真剣に考え、みずから実行実現してまちづくりに参画するプロ市民と言えるのではないのでしょうか。

先日、ケーブルテレビで浜っつと会と北鹿島振興協議会青年部との交流会が放映されていました。後日会のメンバーに話を聞くと、運営方法や資金面、会員拡大などで本音を話せて有意義な交流会だったということを知りました。

そこで、各地区において地域振興に活動するグループの交流、情報交換の場を提供し、ネットワークに取り組んでみたらどうでしょうか。現在、フォーラム鹿島という団体がございますが、これも同じような取り組みをなされてきました。私が言うこのネットワーク化、情報交換というのは、本当に自分たちの地域のこと、大きくガタリンピックとかそこまでのことは考えなくても、自分の地域のことを考えるいろいろ意見交換ができればなという思いで提案をいたします。

このように情報交換ができれば、地域の連帯感を全市的に広げることができれば、新たな地域の活力が生まれてくるのではないのでしょうか。

次に、各地区公民館や体育館、エイブルなどコミュニティ施設を利用し、各種趣味の会やサークル活動、レクリエーション、軽スポーツなど、さまざまな利用がなされています。若い人から高齢者まで利用者は幅広く、毎回楽しみに参加されている人も多いと思います。各コミュニティ施設を有効に利用していただくことは大変喜ばしいことです。サークル活動の発表の場も多くなり、エイブルなどで展示やコーラスなど、ケーブルテレビでよく放映をされています。また、敬老会でも練習の成果を披露されています。このような各サークル活動の交流、情報交換がもっと盛んになれば、例えば生け花教室と陶芸教室のジョイントの発表会とか、関連性のあるサークル活動に広がりを見せてくるのではないのでしょうか。また、鹿島市のホームページや、ケーブルテレビでサークル活動のイベント案内、イベント情報が掲載、放映されていますが、広範囲に広報するには、各地区公民館に1月ごとのイベント情



報を配布され掲示をしたらどうでしょうか。高齢者の方々がパソコン、ケーブルテレビをすべてお持ちだとは思えませんので、こういうふうなことを考えていただければどうかなと思います。

以上、地域振興を目指す団体と情報ネットワーク、各サークル活動の情報交換について質問いたします。

これで1回目の質問を終わりたいと思います。よろしく御答弁をお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

まず、御質問の第4次総合計画の進捗状況をどう思っているか、これはもう市長が簡単に全体的なとらえ方として言ってくれということでもありますので、私が申し上げます。

まず、この第4次総合計画のメインタイトルが「人が輝くまち鹿島」、そのサブテーマを「大いなる田舎づくり」と、こういうふううにうたっております。これは、私が目指しておりますこのまちの形を表現したものであります。

簡単に言いますと、私が目指している私たちのまち鹿島の形とはこういうことです。

これは今話題になっております市街化区域と市街化調整区域、こういうものを意識したものではありません、もっと概念的にとらえていただきたいと思いますが、まず、この市街地は都市機能を充実させる。そして、そのほかは自然環境を保全をする。そして、全体を地方文化で彩っていくと、これが私が鹿島市を、鹿島市のまちづくりを考えている一つの概念であります。

もう少し具体的に言いますと、いわゆる市街地は都市機能を充実させると、これはいわば先ほど伊東議員も例を挙げて申されましたが、インフラ整備であります。さまざまな県事業、市の事業を織りまぜながら、ここ10年ちょっとこの整備を第一義的に考えて、私は借金もしながらやってまいりました。これは、本来私が最終到達点として目指しているものではございません。何回も申し上げておりますように、このインフラ整備、ハード整備というのは、本当の目的を達するための手段であるというふうな位置づけをしておりますので、ただこれは、ほかの地方の中小の都市並みぐらいには、この都市基盤整備が市街地の中には必要であるということと、それから最終到達点である本当の目的を達成するために、この条件として都市基盤整備は要ると、こういう位置づけの中でやってまいりました。これは、ほぼ完成をしつつあるというふうに思っております。

それから次のそのほかは、自然環境を保全するというところでございますが、これは海の森事業とか、あるいはこれは全国で初めて条例制定しました山の日の制定、あるいはシギ・チドリネットワークへの参加、あるいは発酵食品のまちづくり、EM活用、あるいはごみ収集でのいろんな実績、こういうものであります。

第3点目の全体を地方文化で彩ると。

鹿島市は非常に伝承芸能が盛んでありまして、これを何とかちゃんとした形で後世に引き継いでいくと、これに今まで力を入れてまいりました。私が市長に就任しましてから、正確には積算をしておりますが、七、八千万ぐらい投入をしております。これはどういうことかと言いますと、行政は直接この各地区地区に残っておる伝承芸能を継承するのに携わることはできません。ただ、やはり少なくともこの道具仕立てなりとも補助ができないかということで、今まで営々やってまいりました。ほぼ、もちろん100%とはいきませんが、七、八割方ぐらいは現在修理をしなければいけない道具、あるいはここで新しいものに新調しなければいけない道具、こういうものはやれたんじゃないかというふうに思っておりますし、また、先ほども御指摘ございましたが、浜町の伝建施設の保存にも今から全力で取り組んでいくということでございます。

そして、これはいずれもさっき申しましたのは、インフラの整備はもちろん市が主体的にやっていくわけでありまして、ほかは、いずれも住民が主体者として活動運営をしていただいた結果、こういう非常なすばらしいものに仕上がっているというふうに思いますし、この住民参加という点におきましては、私は全国でもトップレベルにあるんじゃないかというふうにも評価をしているわけでありまして。

こういうことを考え合わせてみますと、第4次総合計画、全体的にも着々と実現をしつつあるというふうに考えておるところであります。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

北村企画課長。

**○企画課長（北村建治君）**

それでは私の方からは、ただいま市長の方からは現在の鹿島市のいわゆる第4次総合計画の中での都市像についてお話をいただきましたので、私の方は合併を含めたところの今後のまちづくりの方向性というんですか、そういったことについてお話をさせていただきたいと思います。

今日、法定合併協議会で合併に向けた議論が進められておりますので、当然市民の皆さんも、合併したらどんなまちづくりになるんだろうということについて強い関心があられることは、そしてまた、そういった質問が出されるということは、むしろ当然のことだと思っています。

そういう中でありますけれども、合併後のまちづくりの方向性となれば、現在合併議論を推進しているところでもありますし、また、新市の建設計画の基本構想もまだ作成されていない段階でございますので、まちづくりの目標というものを現段階で言うことは、なかなか難しい面があるというふうに思っております。

ただ、予想されますことは、1市1町で合併協議を進めていくことが確認された際に、市長、町長コメントとして発表をされましたように、両市町間には次のような特性を共有しているということで発表がっております。

それは何かといいますと、一つ目が旧藤津郡を構成する地域として、地理的条件や歴史的つながりで住民や行政の関係が深いということ。二つ目が、農林水産業、1次産業を基幹産業に据え、特色ある商工業、観光産業、いわゆる2次、3次産業などの振興を重視する施策を展開しているということ。三つ目が、有明海や多良山系など豊かな自然環境を共有して住民生活が多大な恩恵を受けているということ。四つ目が、国道207号、それから広域農道、多良岳横断林道など道路交通体系を共有しているということ。それから五つ目が、JR長崎本線存続や、あるいは有明海沿岸道路建設推進、それから有明海の再生など共通する行政課題が多いと、こういう共通する特性を共有しているということでございます。

したがって、合併後のまちづくりにつきましても、これらを基調にしたものになるというふうに予想はされると思っております。

続きまして、プロ市民が育つ参加と連携のまちづくりについての中の1番目、地域振興を目指す団体（グループ）の情報のネットワーク化についてお答えをいたしたいと思っております。

各地区には、今言われましたように地区の産業振興会とか、あるいはそういった振興会組織が各地区にございます。これらは地区の行事とか、あるいはイベント開催時においては非常に重要な役割を担っているということは、ただいま言われたとおりでございます。また、ガタリンピック等を例にとれば、フォーラム鹿島の構成団体として地区振興会の主に青年とか婦人グループが参加、あるいは協力をしてもらっております。

しかしながら、通常において各地区のこういった振興団体全体としての交流は余り見られておりません。確かに各地区の交流、ネットワーク化については、鹿島市全体の発展にとっては非常に重要なことだと思われませんが、果たして行政がリードをしてネットワーク化を図るべきか、あるいはあくまでも各団体の自主的な行動、活動が理想と思える点もございますので、これをどうしたらいいかということは迷うところでございます。

そこで、鹿島を除いて各地区の振興会あたりの活動状況をちょっと調査してみましたところ、やはり各地区間の交流というものはあっておりません。しかしながら、例えば各地区の振興会の下部組織というんですか、そういった中には直販所というのがありますね、各地区に。そういったところを、例えば、たのしかネットとかいうネットをつくって毎月1回、あるいは2回の勉強会とか会合等を開いているということでございます。

そこで、こういった団体がネットワーク化について現在どのように考えておられるのか、やはり調査して、あるいはそういった考えを把握してみる必要はあるだろうというふうに思っております。したがって、地域振興団体とのかかわりの深い地区公民館等をお願いしながら、一度は調査をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

平尾保険健康課長。

**○保険健康課長（平尾弘義君）**

2番議員にお答えいたしたいと思います。

御質問は高齢化社会における福祉の充実についてということで、1番目が食の自立支援事業についてということでございまして、まずそれからお答えいたしたいと思います。

目的等についてはただいま議員が申されたとおりでございまして、ただ、その中で1日50食を、これはふやす考えはないかということでございましたので、その分についてお答えいたしたいと思います。

この事業は、議員申されましたように、配食サービスということから食の自立支援事業ということになりました。その事業が変わった目的といたしましては、まず現在、今までは従来どおり申請に基づきまして配食サービスを行っていたわけですが、この自立支援事業に変わりましたからは、途中再調査をしながら配食サービスの実施をしていくということで、見直し等の事業が加わっております。

その中で、現在私の方で考えておりますのは、これ以上の増額、希望がふえる見込みはないんじゃないかということで予想いたしております。

次に、補助金をふやす方法、考えはないかということでございましたが、この配食サービスというのは、委託料ということで、先ほども議員申されましたように好日の園との委託契約でございまして、この中で1配食について780円という介護の基準がございまして、その中で市の負担が幾らで委託契約をするかということで、14年度までは350円、市の負担がということで契約いたしておりましたが、15年度から380円ということで、30円増額ということで契約をいたしております。

次に、2番目の社会福祉法人減免制度で、非課税世帯の減少につながっているのではないかと考えて申されましたが、そのことについてお答えいたしたいと思いますが、この事業は、当初住民税の非課税世帯でかつ高齢福祉年金受給者ということで、対象の範囲が少なかったのではないかと考えております。これは14年度からは世帯全員が住民税の非課税で所得金額はゼロの者ということで、範囲は幾分拡大されているのではないかと考えております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

中村生涯学習課長。

**○生涯学習課長（中村博之君）**

私の方からは、3番目のプロ市民が育つ参加と連携のまちづくりについての、各種サーク

ル活動の情報交換について申し上げます。

第4次総合計画の中の一つに、「楽しみ・交流する生涯学習のまちづくり」という都市像があります。

エイブルを核に、鹿島市民立エイブル学習大学、エイブル学習推進運動ということで生涯学習の推進をやっているところでもあります。社会教育では、学習発達の道筋としまして、まず学習講座の受講というところから始まりまして、次は自主的なグループサークルへ、最終的には学習成果の還元ということで、習う側から教える側へというふうに段階的に進んでいきます。

そこで、学習成果を認められるためには、表現、発表の場というのが必要になってくると思います。今現在市でいろんな取り組みをやっておりますけれども、具体的に言いますと、まずは鹿島市の文化祭というのがあります。それから、ことし初めて実施しましたが、2月にエイブル祭りというのを実施しました。あと地区においては、地区の公民館で鹿島公民館ではふれあい寺子屋の文化祭という形でやっていますし、また女性を対象にしまして女性の集い、それから自治公民館の中にも文化祭をやっておられるところもあります。そういった形でいろんな発表の機会というのは行われているところでもあります。

そういった情報交換含めて今後サークル活動の充実というのが図られるように、生涯学習課としても取り組みを推進していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

御答弁ありがとうございます。

もう一つ何かよくわからないところもあったみたいですけど、私がよくわからないのか勉強不足なのかわかりませんが、まず、最初質問をいたしました第4次総合計画の進捗状況、市長のお話の中ではインフラ整備、ハード整備はほぼ完成をしているんじゃないかと。ただ、これが最終的目標ではなく手段としてとらえているということでございますが、古川知事が当初話しておられましたのに、今まではあれもこれもつくるというところから、これからはあれかこれかに絞ってつくっていくと、整備をしていくということを話されておりました。

もちろん、鹿島市においてもある程度大型事業は済んだのかもわかりませんが、まだまだこれから必要な、昨日質問にもありました公民館問題とか、これからまだまだあると思います。ただ、このハード事業をすべてなくしてソフト事業へ移行するのではなく、やはりまだまだ必要な部分はあると思いますので、このあたりをまた検討していただきたいと思っております。

それと、鹿島市が目指す都市像、もちろん今法定合併協議会の中で話をされていますので、

突っ込んだところまでお話はできないのかもわかりませんが、私は、できれば市長からこれについて市長がどう思っているのか、将来の鹿島市をどういうふうに合併を見据えてやっていこうと思っているのか、もし話されたら答弁ができたらと思って質問をしたところでございます。

次の、高齢化社会における福祉の充実の件でございますけど、配食サービスが食の自立支援事業という名称に変わった、そのいきさつは私も調べさせていただきましたので、わかっておりましたが、これを調査していきながら、今後50食以上まではならないのじゃないかというただいまの答弁でしたが、私はどういうふうな調査をされたのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

減免制度につきましては、先ほどの御説明で大体わかりました。これからもなくすことなく続けていただきたいと思っております。

最後の、プロ市民が育つ参加と連携のまちづくりですが、私が先ほど紹介した各地区の活性化グループというのは、昭和61年当時の馬場市長のときに地区公民館機構改革で主事制度を導入し、地区内の融和と親睦を目的に、現在こちらの方に座っていらっしゃる課長の中にも、当時各地区の主事として、このグループをつくり上げるのに大変お骨折りをいただいたんだろうと思っております。昭和61年からといいますと、もう十七、八年近くがたつわけでありまして、その当時の融和と親睦を目的としたことから、また新たな世代の方たちも入ってきて、新しいグループとして見てもいいんじゃないかなと思っております。

そういうところで、先ほど答弁の中で、民間にゆだねて自主的に交流をしていただければと、そしてまた公民館を通じて調査をしてみたいということですので、できるだけこういうふうなグループは大切に市の方も考えていただいて、本当に各区のことを一生懸命やっているグループですので、育てていていただきたいなと思っております。

それと、最後の各種サークル活動の情報交換ですが、先ほど中村課長の方からいろんな発表の場はあるということ、それは私も存じております。私は最後に、こういうふうなサークル活動の発表、そういうふうなイベント情報を各公民館に掲示ができないかという質問をしております。ここについても御答弁をお願いしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

答弁を求めます。桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

第4次総合計画の進捗ということの中で、もちろん御指摘のように、まだまだ必要なハードはいっぱいあります。もうメジロ押しです、いわば。ただ、当初これくらいまではほかの市並みにやっとかにやいかんという、これはもう極めて外見的な意味も含まれますが、そういうレベルのところまではやや到達しつつあるんじゃないかと、こういうふうなことを申し上げ

げたわけでございます。

やはり、先ほど言いました、これは一つの手段であるというふうに申しましたが、一つの例で言いますと、このでき上がったハード事業をこれをいかに活用するか、あるいはまた、もともと本来的にこのハード事業というのは、あるソフトを想定して、そのためにこのハードが必要なんだと、こういう位置づけはもともととしかにやいかんと思うんですね。あるいはまたさっき言いましたように、できたこの建物や施設をいかに活用、利用をしていくか。この部分が欠落をしておりますと、単につくっただけというふうなことになるわけでありまして、これはやはり利用をする、活用をするのはやっぱり市民の皆さんであります。

一つ例を申しますと、エイブルを総予算、あれは28億円ぐらい全部でかかりましたが、例えば図書館なんかは人口規模の区分がありますが、我々の人口区分のぐらいの規模の全国の市町村では、住民1人当たりの貸出冊数が日本一だと、こういうふうなことも現実として出てきておりますので、そういう面で私が申しておりますこの施設を住民の皆さんがうまく活用していただいていると、非常にうれしいわけでございます。

それから、合併後の新市ということですが、先ほど北村課長の方から申し上げたとおりでありまして、もう少しちょっと踏み込んでみますと、太良町と鹿島市との組み合わせで、まず目の前でこれはいいなと浮かびますことがやっぱりあるわけですね。

これは、今までの鹿島市だけのまちでありますと、観光という面で、これは200数十万人という現実的に祐徳稲荷さんを中心に観光客が来ていただいているわけです。ところが、最大の欠点が宿と食ですね、宿泊施設がない、あるいは食をうまく提供できていない。こういう欠落した部分があったわけですが、これは太良町の、例えば竹崎を中心とするカニ、あるいは旅館、旅館は何かちょっと調査をしましたら800数十人ぐらいの宿泊能力を持っているわけですので、いわば鹿島市は200数十万人観光客を導入する力を持っているわけでありまして、それに対して、太良町の今の現有の施設でもそれを受け皿になり得ると。こういうものをうまく組み合わせをすることによって、新しい市にとっての新たな可能性というものも出てくるんじゃないだろうかというふうに思っております。

それから、地域振興団体のグループ化ということでございますが、これはちょうど私自身が20年前にフォーラム鹿島を結成したことを思い出すわけでありまして、実はこのフォーラム鹿島の結成というのは、いわば大げさに言えば、それから10年ぐらい前からずっと私は着想をしておりまして、いろんなことを考えながら実現に向かったわけですが、これはもうざっとないわけです。このグループ化というのは、ある意味で必要だと思ったからこそやってみたわけですが、このグループ化そのものは、これは遺憾ながら行政の力ではできないというふうに自分の体験から思っております。

やっぱり民間の中からリーダーが出てきて、そして民間同士でそのあたりのグループ化の必要性を説きながら、そして現実的にグループ化をしていくと、こういうことが必要であり

ますので、ただ、そのお手助けというのは、行政はいろんな局面でやっていかなければいけないと、こういうふうに思っているところです。

**○議長（小池幸照君）**

平尾保険健康課長。

**○保険健康課長（平尾弘義君）**

2回目の御質問にお答えいたしたいと思います。

食の自立支援事業についてでございますが、調査をしているかということでございましたが、調査はいたしておりません。

ただ、先ほどお答えいたしたのは、配食サービスから自立支援事業に変わる段階で、この事業の内容を申し上げましたのですが、そこら辺を考慮して推移を申し上げただけでございます。ただ、今後も本人の自立促進の意味からいたしましても、事業の継続は行う必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

中村生涯学習課長。

**○生涯学習課長（中村博之君）**

地区公民館での情報の提供について申し上げます。

生涯学習を進める上で、情報の提供というのは重要な部分であります。それで、地区公民館での情報の提供につきましては、これまでやっていることを含めてできるだけ進めていきたいと考えております。

今の公民館だよりとか市報、あるいは各団体の情報などを実際掲示してあります。また、市役所のロビーとかエイブルなど、かなりの情報は掲示をされておりますので、こういうことをより一層進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

以上で2番議員の質問を終わります。

次に、1番徳村博紀君。

**○1番（徳村博紀君）**

皆さんこんにちは。1番議員の徳村でございます。きょうは私が議員になりまして初めての一般質問でございます。説明が不十分な点もあるかと思いますが、何かと御理解のほどよろしく願いいたします。

きょうは9月11日でございます。漠然と言いますと気づかれない方も多いかとは思いますが、9・11と言えば、ぴんとくる方も多いかと思います。あの世界中を震撼させました、アメリカの同時多発テロが起こった日でございます。早いものであれから2年がたち、あの後



私は、何が善で何が悪なのかと、何の基準をもって正しい、間違い、善悪の判断をしているのかということを考えました。非常に簡単なようで実はこれは難しい、そういうふうに思いました。民主主義の世界においては、多数派が善で正しい、そして少数派が悪で間違っているというようなとらえ方をされているようにも思われますが、少数派でも善で正しいということは大いにしてあると思います。私は、善悪、そして正しくて何が間違いなのかを自分自身で的確に判断できる力を身につけて、そしてよいと思ったことに関しては、これからその考えを一貫して貫く、そういう姿勢で今後議員活動を頑張っていきたいと思えます。

少し前置きが長くなりましたが、鹿島がより以上に発展し、そして住みやすい町にしていくということを念頭に置きまして、今後頑張っていきたいと思えます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行いたいと思えます。

第1点目ですが、女性がもっと社会で活動的に働ける環境づくりとして、1番目、病児保育施設、24時間保育施設等の設置の必要性。

これは、病児保育と言いましたけれども、一時的に熱を出された子供さんを預かる施設がないということで取り上げております。そして、24時間保育施設についてです。これは字のごとく24時間預かってくれる保育施設でございます。

小さな2番目、子守をしてくれる方の登録制度の創設について。

第2点目、大きな2点目です。当市における国、県、広域圏等の出先機関、要するに主要官公署の減少について。

大きな3点目、青少年犯罪の対策についてです。小さな1番として、大型店ヴィータということを取り上げております。

大きく分けて、この三つに対して質問してまいりたいと思えます。

まず第1点目ですが、今現在当市には三つの幼稚園と14の保育所がございます。その中で1園は休園中でございます。幼稚園も保育所も先生方一丸となって日ごろから努力されて、頑張っていると思えます。しかしながら、さまざまな事情によりこれを預けることができないと、また預けたいけれども預かってくれる施設がないというような状況もございます。

例えば、お子さんが熱を出された場合、あるいは御家庭の事情においては昼夜問わずお母様が仕事をしていらっしゃるという現状もあるわけでございます。そして、そういった方々の不利な面としては、会社側が面接のときに履歴書を見て、そして子供さんが小さいと、そして、これをだれがお世話をしてくださるのかと、そして、また熱を出されたときにはだれがお子さんを見られるのかというような質問もなされるが多々あるようでございます。

病気にかかった子供さんは健康な園児に病気をうつすという可能性があることから、幼稚園、あるいは保育園では預けることができない状況になると。最終的にはお母様が仕事を休んで子供を看病しなければならないと、これが現実です。子供が病気にかかっているときというのは、やはりお母様方の気持ちというのは、子供と一緒にいてあげたいと、そう

いう気持ちが一番強いと思いますが、やはり仕事を持っている母親はそうはいかないというのが現実でございます。この繰り返しによって、雇う側と雇われる側の間に大きな溝が生じてくるのでございます。

これは会社側、特に少人数で会社を運営されている、あるいは自営業をされている方のところは、毎日安定して出勤してくれる方をやはり優先して考える、これは仕方のないことです。しかし、こういった状況をやはり改善して、そして改革していかなければ、よい状況は生まれてこないということです。

この状況下において、病気にかかった子供を一時的に預かってくれる施設があればよいのですが、当市にはございません。現在、近くでは、嬉野の樋口病院様がその一端を担っていただいているような状況でございます。

そして、最近では働く方々の事情を考えて、夕方7時までの延長保育というのもございます。しかしながら、やはり勤務時間が一定してこの条件の中におさまる方はよいと思われませんが、やはりこの条件の中におさまらない方も多いと思います。そういう施設も必要になってくるとは思われますが、これも当市にはございません。

現在佐賀市においては、非営利団体NPO法人たすけあい佐賀さんが託児所を運営されております。その中では、一般託児、病児託児、出張託児、これらの内容が24時間 365日利用ができる仕組みになっております。この内容の中で、一般託児は現在の幼稚園、保育所で運営されておりますが、どうしてもいろんな要因によりできない部分も出てきます。その部分を補うという意味でも、これらのことを具現化していくことが、女性はもっと社会に出て働けるようになり、これによって就業率の上昇はもちろん、少子化の歯どめの第一歩にもつながっていくと考えられます。

そして、第4次鹿島市総合計画の中にも、少子化については多様な保育に対応できる保育所、託児所、学童保育の設置、雇用対策については女性就業援助の推進ということもうたっております。

ここで御質問いたします。

当市におかれましては、この状況を踏まえた上で、病児保育・24時間保育の施設の必要性があるのかどうか、思われているのかどうか、御質問いたします。また、これについて前向きな検討材料があるのかどうかということをお伺いいたします。

次に、子守をしてくれる人の登録制度の創設についてですが、この内容は第4次鹿島市総合計画の中にもうたっておりますが、私の考える部分と少しニュアンスが違っております。その点につきましては御理解をいただき、御答弁していただきたく思います。

この制度についても、いろんな意味でやはり必要だと、まず、働くお母様が身内もしくは身近な方に子供を預けるということで安心できると。これは就業する際に一番の問題点になります。そして、これを解消してくれる非常に大切な事柄でもございます。

そして、極力おじいちゃん、あるいはおばあちゃんに面倒を見てもらって、そしてそこに補助金等を出していくと。これは高齢者の生きがいくつくりにもつながっていく、そして、自立した高齢者を応援して、痴呆防止あるいは予防医学の件から見ても非常によいと考えられます。昨今では高齢者の医療費が高額で、財政状況に大きく影響しておるということも言えますが、私が先ほど言いましたことが実行され、そしてうまくこれが稼働していけば、医療費の減少にもつながると。そして、その減少した分、今からの将来を担っていく子供たちにその財源を回していけるんじゃないかと、そしてバランスのよい配分ができ、無理なく行えるのではないかと考えます。

そういった部分では、いち早くこの制度を導入し確立していただきたいと思います。現在の心境ですね、お伺いいたします。

次に、第2点目です。

現在当市における主要官公署、これは鹿島市内のものを私が調べましたところ、まず、駅ですね、駅が肥前鹿島駅、肥前浜、肥前七浦、肥前飯田の4カ所、郵便局が鹿島、北鹿島、能古見、古枝、浜、七浦の6カ所、消防署が鹿島消防署が1カ所、し尿処理場が鹿島藤津地区衛生施設組合し尿処理場が1カ所、高校が鹿島高校、鹿島実業高校2カ所、法務省管轄の鹿島区検察庁が1カ所、厚生労働省管轄の鹿島公共職業安定所・ハローワークが1カ所、農林水産省管轄の佐賀統計情報事務所鹿島出張所が1カ所、国土交通省管轄の国土交通省武雄工事事務所鹿島海岸出張所、これが1カ所、鹿島簡易裁判所1カ所、佐賀家庭裁判所鹿島出張所1カ所、鹿島総合庁舎内に土木事務所、農林事務所、藤津教育事務所、藤津農業改良普及センター、これに杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所が1カ所あります。

現在、市内にはこれらの主要官公署が存在しております。ここ二、三年この主要官公署の増減を見てもみますと、新しく新設されたのが、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所が1カ所です。そして逆に減った官公署は、2年前に保健所と食糧事務所がなくなっております。さらに、ことしに入ってから法務局まで統廃合という形で姿を消したわけでございます。

つい先日、私、法務局の鹿島出張所に会社の謄本をとりに行きましたところ、既に統廃合がされておまして、武雄に移転したということを書き紙をしてあったわけでございますが、今の御時世、不況続きで統廃合はこれはやむを得ないことだと思いますが、地元で自営業、あるいは会社を営んでいらっしゃる人もそうです、個人経営の方もそうです。いろんな方々いらっしゃると思いますが、このいろんな方々が、相当な不便を強いられているのは、これは事実でございます。このままの状況であれば、明らかに主要官公署がふえるというよりも減っていくような状態にあるというふうに感じられます。

これだけ多くの方々に不利益が生じているわけでございます。これは、不利益が生じるということは統廃合がされる前からこれは予測できたはずで、私の個人的なこれは考え方で

はありますが、例えば、この市役所内に少しのスペースを主要官公署に提供して業務を行うといったことも考えられないことはないと思います。よく国とか県、あるいは広域圏等の管轄でどうしようもないということも、そういうこともあるとは思いますが、それを言っている間はいつまでたっても状況は変わらないと、むしろ衰退を待つのが落ちだと思われま

鹿島市民が暮らしやすい環境をつくり出していくことが当市の役目であり、また我々の役目でもあります。当市とされましては、これらのことを踏まえた上で何らかの手だてを講じられたのかお尋ねいたします。

それから、今後も統廃合がなされる可能性があるということも十分に考えられます。特に、鹿島の総合庁舎内にある土木事務所、農林事務所も統廃合されるのではないかという憶測が飛び交っておりますが、主要官公署がふえる分についてはいろんな意味で私は大歓迎いたします。しかし、これ以上減ることにつきましては見過ごすことができません。この点につきましても御返答よろしくお願ひいたします。

次に第3点目ですが、青少年対策、青少年犯罪対策についてです。

これは大型店ヴィータということを取り上げておりますが、ちょっと御説明していきたくと。6月の定例議会のときに、谷口議員よりヴィータの問題が取り上げられましたが、私は角度を変えてちょっと質問をさせていただきたいと。

今現在、ヴィータは廃墟としか言いようがない建物となっております。商業的に、あるいは見た目的にも非常にマイナスの要素が多いと。これは私がとらえている考えでもあり、また市民の方々がとらえていることでもあると思います。何も手をつけられないというより、手をつけられることが何なのかということを見つけて早急に手を打っていただきたいと思

さて、これから質問の趣旨を説明してまいります。

最近、少年犯罪が凶悪かつ大胆、しかも低年齢化しているということに恐怖感を覚えます。ごく最近では長崎の事件、そして沖縄の事件にしてもしかりでございます。当市にしても、少年の凶悪犯罪が起きないということは、これは否定できるはずがありません。何らかの対処をもってしても、これは防げないのかもしれないかもしれません。しかしながら、何もしなくては未然に防ぐことすらできないというふうに思います。

検察庁のまとめによりますと、犯罪の被害者になる子供の数は過去4年間で26.9%ふえていると。平成10年には刑法に触れる犯罪の被害者となった子供は全国で32万268人、平成14年には40万6,519人にまでふえていると。5年間で約8万人ふえているということです。このうち、殺人の被害者となった就学前の子供は67人であった。

私は、犯罪についてはこれはもう専門家ではございません。しかし、地理的、要素的、あるいは家庭環境、学校環境、社会環境、さまざまな環境のよしあしで犯罪が起こるメカニズムがあると言われております。その中でも今回は、落書きという軽犯罪で少年犯罪を見てま

いりたいと思います。

皆さん御存じかと思いますが、ヴィータの大きな建物の側面に数多くの落書きがされているのは御存じかと思いますが。落書きをする年齢層というのは、大体10代半ばから20代前半というデータがございます。

なぜ落書きが犯罪に結びつくのかということですが、これはやはり、だれにも管理されていない状態と思う、そしてだれにも管理されないと感じた場合には略奪、あるいは破壊をしても罪悪感がないということです。落書きが多い場所や地域では軽犯罪が起りやすいと、そしてその軽犯罪が多いと重犯罪、あるいは凶悪犯罪がふえてくると。これはれっきとした理論によって実証されております。その理論を日本でも、これはもちろんこの理論というのは実証されておるわけですが、これはアメリカで実証された理論でございます。いろいろ地理的、環境的に違う部分もあるかと思いますが、日本でも北海道の薄野で実験され、それを見事にそれを実証されております。こういう事実もあるわけでございます。

身近な最近の私の話ですが、夜、私が、ちょうど今きれいに——まだ一部開通ですけれども、完成しましたバイパスから何げなくヴィータの方をのぞいてみると、裏手の方に目をやると、中学生か高校生ぐらいの少年たちがたむろしているわけでございます。この光景を見たとき、私は、これはいつか何かしらの形で問題が起きるのではないかというふう感じたわけでございます。まだこれは問題は起こっていないようですが、これからもこの状況でヴィータが存在するのであれば、まず青少年犯罪を未然に防ぐための策を講じなくてはならないというふう考えられます。

いろんな事情によりそのまま放置されている状況ではございますが、この状況を見る限り、そのまま放置されている状況ではあります、やはりそれでは済まされないような気がいたします。少年犯罪の温床となる前に、そして今後鹿島の玄関口、そして活性化のためにも当市は考えていかなければならないと思います。

ヴィータについて商業的、あるいは見た目の問題というのがほとんどの意見ではあります、角度を変えてみればこのような実態もあるわけです。国の政策では、1万人規模で警察官を増員して対応するということがありますが、当市は青少年犯罪に対して具体的に実施している対策はあるのか。そして、前日申し上げましたように、ヴィータの回りにたむろする未成年者たち、この現状を把握されていたか。そして、把握されていたのであれば、何らかの策を講じられたのかどうかお伺いいたします。

これで、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（小池幸照君）**

峰松福祉事務所長。

**○福祉事務所長（峰松光夫君）**

おはようございます。1番議員の御質問にお答えいたします。

まず、児童福祉関係について、特に保育所にかかわる関係について深く認識をされている点について、私としましては敬意を払いながら御質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

私どもが今行っております保育関係につきまして、まず原則的なことを申し上げておきたいと思います。

児童福祉法や、あるいはそれに基づく政令、あるいは鹿島市条例、これによりまして、昼間労働することなどによって子供の保育ができない保護者等の子供を保育所に預かると、こういうのが大原則になっております。そこで、お尋ねの病児保育について申し上げたいと思いますが、保育所入所中の子供が病気をしたときの保護者の対応の現状はといいますと、エンゼルプランの方でもアンケートをとったわけですが、子供の病気など緊急時の対処方法についてお尋ねをしたところ、仕事を休んで父親または母親が面倒を見たというのが多くあります。それから、自宅にいる家族が面倒を見た、これも同じようなパーセンテージであります。これが主ということになります。受け入れる側の保育所ということで見ますと、保育所には保健師、あるいは看護師、これが市内の保育所でも1人いるか、あるいはいないかという状況でありますので、流行性の病気、あるいは何といいたいでしょうか、子供のこういう場合、原則的には受け入れられないということが現状でございます。

現在のところ、病気のとときの対応が可能な保育所は、市内には先ほど申されましたようにありません。さきのアンケート調査では、病児保育あるいは病後保育についての一定の要望があっているのも事実でございます。

したがって、お尋ねの必要性につきましては必要性なしとは言えない、数はそうはありませぬけれども、やはり必要性は認めざるを得ないのではないかというふうに思います。

それから、24時間保育の必要性ということについてであります。保育の実施に当たって、通常保育として昼間行うわけではありますが、先ほどもありましたが就労形態の多様化に対する取り組みとして、市立の鹿島市立みどり園と、それから市内の全13保育所、これは法人立でございますが、すべての保育所で延長保育をいただいているというところでございます。現在の保育時間は11時間が主であります。さらに1時間延長して12時間保育ということで、3園が取り組んでいただいているところです。

ことし7月に公布されました少子化対策基本法によりまして、保育サービスの充実として病児保育、低年齢児保育、休日保育、延長保育及び一時保育というものが上げられておりますが、鹿島市では低年齢児保育、延長保育及び一時保育について全保育所で実施しているところでございます。また、民間の事業所内で従業員を対象とした保育施設が市内では3カ所設けられております。医療関係が2カ所、それから一般事業所で1カ所ということです。

さきのアンケートで24時間保育の調査をしておりませんので、これについては夜間保育についてということでお答えをしたいのでありますが、これについてはやはりニーズがあつて

いるようであります。24時間保育となりますと、現在の保育所制度は受け入れられないということになりますけれども、今後の国の児童福祉制度、あるいは少子化対策など、今後の見直しを注意深く見守ってまいりたいというふうに思います。

また、平成16年度には、次世代育成行動計画というものを策定しなければならないというふうになりました。その中でアンケート調査を行うわけでありますが、各界各層の皆さん方の意見を反映するものでなくてはならないというふうになりますので、その点で、こういういろいろな保育ニーズについてはお答えできるような、あるいは反映できるような計画が立てられるものというふうに考えております。

それから、子育てをしてくれる人の登録制度の創設についてということですが、先ほど議員申されたとおりであります。現在のところ、鹿島市としてはやっていない状況でございます。

鹿島市エンゼルプランの中では、子育てを支援してほしい人と子育てを応援したい人、これを結びつける相互援助活動ということを書いておりますが、多様な育児支援ニーズにこたえる子育て支援サークルの構築に取り組むことといたしております。在宅の児童については、このようなサークルの利用により種々のサービスを受けることが可能になるかと思われま。

結論的には、財政等の調整が必要になりますが、今後仕組み等について、研究をしてみたいというふうに思います。

以上であります。

#### ○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

#### ○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは当市における国、県、広域圏等の出先機関、いわゆる主要官公署の減少についての御質問にお答えをしたいと思います。

現状では、法務局等いわゆる国、県の出先機関が統廃合して移転、廃止される場合には、既に国、県等において廃止、あるいは移転等決定されてから市に対して通知がされるということがほとんどでございます。

したがいまして、事前に打診等があれば一定の対応もできますけれども、現状ではここで反対しても間に合わないという、そういう結果になってしまっております。

法務局の統廃合につきましては、廃止が決まってから市に通知する際に、市民向けのチラシと、それから証明書の発行申請書及び封筒を持参してこられて、当分の間市役所内に備えてもらうように依頼がっております。そこで、現在その様式等は税務課の窓口申請書を置いておりますけれども、当初幾らか利用されたようでございますけれども、今はほとんど利用者はない状態だそうでございます。

そこで、市でそのような業務を代行するとなれば、権限移譲か、あるいは業務委託かと思

っておりましたが、ただいま庁舎の一部を貸し出すという新たなお考えを提案いただきました。大変参考になるかと思えます。そういうことで、今後そういったものも含めて、そういった話が来たときにできるかどうか考えて研究していかねばならないと思っております。

ただ、いわゆる委託には委託料が伴いますし、庁舎貸し出しにつきましても、例えば事務所の一部改造とか、あるいはこの情報化社会ですから、新たな情報回線等の引き直しというような形で支出等も考えられますので、その辺を考慮しながらでもそういうことができるかどうか、その辺も含めて研究をしていきたいというふうに思っています。

それから、最後の土木、あるいは農林事務所等の統廃合につきましては、今のところは特に統廃合されるというような情報は伺っておりません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

青少年の犯罪対策の中で、ヴィータのことが御質問でございます。

ヴィータに関しまして、鹿島警察署の生活安全課というところですけども、ここに確認をいたしました。昨年は、ヴィータで喫煙をしていた少年を補導したというふうなことでございます。ことしに入ってからはまだ補導はないと、そういったことを言われております。

ただ、特にこの周辺は警察としても非常に注目をしているといいますか、注視をしているということで、ずっとパトカーで巡回をしているというふうなことでした。引き続きパトカーを使って巡回をしていきたいというふうな警察のお話でございます。

参考まででございます、警察署にちょっとお尋ねしたのは、鹿島警察所管内、鹿島市、太良町、塩田町でございますけど、平成14年中の非行少年、14歳から20歳未満という定義になっておりますが、その非行少年の補導の数、これは窃盗、それから傷害、57名を補導したということでございます。これは、1市2町合わせてでございます。これを不良行為、いわゆる喫煙とか深夜徘徊、そこまで広げますと、管内で622名という数を補導したというふうなことでございます。これは14年度の内容でございます。

市としてどうしているかというふうなことでございます。私どもも会員となっております鹿島地区防犯協会というのがあります。これも1市2町で一緒になってつくっている組織でございます。

この組織の中で、15年度の重点事業として街頭の補導活動、それから、非行防止教室の開催、それから万引き防止対策、薬物乱用防止対策、これを掲げまして取り組んでいるところでございます。

鹿島警察署によりますと、少年非行の情勢は非常に凶悪粗暴化しておりまして、憂慮すべき状況にあるということでありまして、これからも我々自治体、警察、それから防犯協会、



学校そういった関係機関との連携を強化しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

北村教育次長。

**○教育次長（北村和博君）**

1 番徳村議員の御質問にお答えいたします。

学校での指導、具体的な取り組みについてということで私の方から御説明いたします。

各学校とも区域内の犯罪やいたずらの温床となり得るたまり場、場所の把握はいたしております。ヴィータもその一つに入っております。

日ごろ学校におきましては、子供たちに対しまして、そのような場所には行かないと、長時間遊ばないなどの指導をいたしております。

また、PTAの会議やお便りを通じまして、役員や保護者に対しまして、子供に対する指導や注意の呼びかけをお願いしておりまして、各地区の区長さんに防犯に対する協力要請や駐在所の方に見回りのお願い、学校職員による巡回の実施など、非行防止のための取り組みをいたしておるところでございます。

ところで、ことし7月17日に開催いたしました平成15年度の鹿島市青少年問題協議会の活動方針の決定について御報告させていただきます。

この協議会の構成は、桑原市長が会長を務め、議会代表の福井議員、伊東議員初め、鹿島警察署、社会教育委員、民生委員、保護司、小・中・高の校長先生、PTA、交通指導員等の各代表で構成されております。

この会議の席上、ある委員から、最近はいいさつができない子供が急増している。この原因として、大人から子供に対するあいさつが少なくなっていることが背景にあるのではないか。子供たちの行動は大人社会の行動をすぐ反映するもので、大人が子供たちの手本となるべく、身近な行動をとるべきだということで、席上すぐに取り組むことができる活動といたしまして、鹿島市挙げてのあいさつ運動の展開をすることで、鹿島市青少年問題協議会の活動方針として早速決定をいたしました。

この運動の展開、取り組みによりまして、それぞれの地域で子供と大人が顔見知りとなり、気軽にお互い声をかけ合うことができるような地域社会を構築することによりまして、子供たち、青少年の非行防止、防犯運動に結びつけていきたいと考えている次第であります。

この取り組みにつきましては、9月1日号の市報「広報かしま」におきまして、「大人が変われば子供も変わる」として掲載をいたしておりますが、また、市民に向けたPRも今後予定をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

御答弁ありがとうございました。

病児保育について、ちょっと質問したいと思います。2 回目の質問です。

今、医療機関で二つその保育所があるということをお伺いしましたけれども、ぜひこれは一つは市内にあってもいいんじゃないかと私は思うわけでございます。だから、これをぜひ実現に向かってやってもらいたいんですが、やはりこれは病児保育という部分で病気にかかった子供ですから、やはり医療機関の協力がないと、これは成立しないものだと私は思っております。

医療機関に先ほど二つあるということだったんですが、一つでもいいですからね、これをちょっと実現していただきたいと思うんですが、現在、そういうところが医療機関の中に二つの保育所があるということなんですが、その保育所が病児保育に対してどういうふうな考えを持っておられるのか、また、今後病児保育に関してそれをやっていこうという前向きな取り組みがなされているのかどうかお伺いしたいと思います。

そして、24時間保育については、これはもうぜひお願いいたします。

次に主要官公署の件ですが、先ほど答弁の中で、間に合わないと、要するに国の政策があった後にこちらの方に来るということを言われましたけれども、やはり、これはなくなるのを待つというだけだと思います。できれば、事前にそういうものがわかって、市の方からそういうところに打診して、そしてこういう案があるんだけれどもどうだろうかというように、そういった前向きな対応をしていただけて検討していただきたいと思います。

それで、あと農林事務所ですね、土木事務所、今のところは統廃合がないという御答弁いただきましたので、今のところというのがいつまでなのかというのはちょっと私もわかりませんが、できるだけ鹿島市の中にこれは置いていただきたいと思います。

そして、今現在武雄市に移転して、今後法務局が、これちょっと難しい話かもしれませんが、鹿島市で業務を再開することがあるのかどうかと、見込みはあるかということをお尋ねいたします。

そして三つ目、青少年犯罪対策についてですが、ある程度の場所を把握しておられるということでした。青少年犯罪に対して具体的に実施している策があるということでした。学校あるいはPTAでそういった未然に防ぐような対策を行っているということですが、区の体制はどういうふうになっているのかということをお伺いいたします。

そして、先ほどヴィータの回りをパトカーが巡回しているということをお伺いしたけれども、パトカーの体制、どういう体制あるいは状況、例えば時間帯、あるいは何台で回っているのかと、あるいは人員体制がどれぐらいなのかということをお伺いいたし

ます。

そして、あと当市の少年犯罪対策についてどういうふうな考えをお持ちで、今後総体的にどのような取り組みをされていくのかということをお伺いいたします。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

2回目の質問にお答えいたします。

病児保育につきましては、これからの24時間保育についても同じことですが、先ほども申し上げましたように、これから行動計画をつくるに当たっての調査を今年度行うということになります。それでどういうニーズが出てくるか、その中にも当然出てくるかと思えます。それで、具体的なサービス、どういうサービスを求めておられるか、そのサービス量をきちっと把握して、そしてこれを県に来年の4月には届けなきゃいけないというふうになっておりますので、その辺がより具体的に検討されなければならないというふうに思います。

それで、先ほど病気の子供を受け入れるところということで、2カ所あるというようなことで今言われたような気がします。それで、先ほど私が事業所内に従業員を対象とした保育施設があるという中で、3施設ありますが、そのうちの二つは医療機関の従業員用の施設ということで、病児を受け入れるというものではございませんので、そのようにお考えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

国、県等の出先機関の移転の関係ですが、事前に打診して間に合わせるべきではないかという御質問でございますが、事前にわかったものについては、市としては十分な対応を今後ともやっていきたいと考えておりますが、打診がないものについては、ちょっとうちとしてもつかみようがございませんので、これはあった場合を想定して十分対応したいということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、法務局が再移転の見込みがあるのかということでございますが、法務局の移転につきましては、市としてもいろいろ登記の事務あたり、これを抱えておまして、不便を感じております。ただ、法務局がまたこちらの方に戻ってくるかという見込みについては、ほとんどちょっとわからないのが現状でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

ヴィータ周辺、パトカーが何時ごろ何回ぐらい回っておられるのだろうか、確認はしておりません。

逆に、警察は公表されない方がやっぱり本筋じゃないかなと、やはりいつ回るというのは前もって言われない方が、いろんなあれになるというふうに思います。

ただ、巡回方法というところは聞いてみたいというふうに、趣旨よくわかりますので、そういうふうにさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

環境と青少年の健全育成という面で、議員なりのこの調査データをもとに御質問をなさったわけですが、特に落書きと青少年の心理面との相関といいますか、これは大変ある意味興味深く承ったところであります。

落書きに限らず、いわゆるちょっとしたほころびから取り返しのつかないような傷口になるといいますか、あるいは憂慮すべき事態に発展するということは往々にしてあるところであります。

議員も申されましたけれども、今のところ市内で大きな事件等はありませんけれども、こういうないときに予防策をどうとるか、そして、小さいうちに今やらなければならないことが何なのか、こういったものが御示唆を議員からいただいたというふうに思っております。

一つは、だれからも見えるようないわゆる御指摘の環境を整えるというようなこと、いわば外的な面ですね。もう一つは、先ほど次長からもありましたように、例えばあいさつを通して子供たちの心を揺さぶるといいますか、こういった内的な働きかけ、こういった等を同時にやっていく必要があるというふうに思っております。

今後、関係者、あるいは関係機関との連携等をさらに密にしながら、市独自の取り組みも含めまして、しかるべき対応に生かしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

すべて今それぞれお答えしたとおりですが、私がちょっと気づいた点を申し上げますが、まず、当市における国、県の出先機関の問題ですけど、ただいま申し上げましたように、決定してから来られるわけで、しかも、決定した人は来ないんですよ。だから、私のところ来

られて、何で早く前から言ってくれんやったかとかないかなというふうなことも恨み言を言うこともございますが、しかし、私の立場としては、どうしてもしょうがないならば、市民の利便性を損なわないようによく担当の方と話し合ってくださいと、こう言うのが精いっぱいなんです。

ただ、これは今度太良町との合併を今模索をしておりますが、まだ協議会の決定までは至っておりませんのではっきりとは申し上げにくいわけですが、小委員会の方では、鹿島市の新しい市の本庁は鹿島市役所にと、こういうふうに小委員会の決定はなされましたので、そういうふうに最終的になれば、これは国、県の官公署ということではなくて、新しい市の官公署の本庁がこの鹿島にというふうになりますので、そういう面では少し明るい材料なのかなというふうに思います。

なお、つけ加えておきますが、これは今の太良町にも町民の皆さんの利便性を損なわないように、総合支所として太良、あるいは大浦の支所の方も残すということでございます。申し添えておきます。

それから、大型倒産店のヴィータのことでありますが、先ほど教育長も申しましたけど、一つの落書きという例をとって申されました。だれにも管理されていない状況を見たときにということで、たしか前のニューヨーク市長も、この理論を使われて見事治安を回復された。窓ガラス理論というんですか、何かそんな名前だったと思いますけど。

この青少年問題につきましても、警察の方と市民のいろんな団体と協力し合いながら治安回復に努めていきたいというふうに思いますし、また先ほどもございましたように、防犯協会も青少年問題協議会も私が会長でありますので、市との連携もとりやすいわけでありまして、こういう問題についてももしっかり力を入れて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

済みません、ちょっと3回目を私はしようとは思っていなかったんですが、先ほどの二つ、2回目の質問のときに、区とか学校、あるいはPTAで実施していると、少年犯罪の件に対して実施しているということでしたが、区の体制を私は聞いたと思いますが、その答弁がちょっとなされていないもので、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

区の、いわゆる集落ごととか部落ごとで対応はどうしているかという御質問でございますでしょうか。

各地区には防犯協会というのがございます。そこは当然区長さん方も入っておられますし、PTAとかいろんなもろもろの団体を網羅した組織がございますので、そちらの方で活動を一生懸命やっていたらということが、御質問の活動の内容というふうなことで御答弁させていただきたいと思っております。

**○議長（小池幸照君）**

以上で1番議員の質問を終わります。

午前中はこれにて休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時2分 再開

**○議長（小池幸照君）**

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6番山口瑞枝君。

**○6番（山口瑞枝君）**

6番山口瑞枝でございます。午前中は、今回新人議員さんが2人とも立派な一般質問をされましたので、私も新人に戻ったつもりで一般質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。大きく3点についての質問でございます。

まず1点目は、教育問題、2点目が観光を第3次産業の基幹産業としての御所見、3点目が食育、食の教育についてでございます。

まず1点目、教育問題について。

小さな項目の1点目です。完全学校週5日制の実施から1年半、本市の現在の状況について、基礎・基本の定着、学力低下対策についてのお尋ねでございます。

完全学校週5日制の実施から1年半経過しておりますが、週5日制の実施に伴い授業時間が2割減りまして、総合的な学習時間を導入することによって各教科の時間も相当削減され、このことにより読み、書き、計算などの基礎学力の低下が危惧されてのスタートでした。多くの保護者の中には、5日制の導入により担任の先生のもとでゆとりある授業とはいえ、総合的な学習時間のカリキュラムが消化できないほど多忙を極めていると言われる中、子供たちの学力低下に対する不安を抱える声が出ています。親にとってもその不安から、学校以外に学習をさせる、塾に通わせる。学習書、ドリルなどを買い与える。勉強を見てやったりと、学校外の学習時間を与えることで、その不安を払拭しようとしたこの1年数カ月であったと思われまます。

子供たちの確かな学力の定着を図ることが求められています。そこで、本市におきまして子供たちに基礎的な知識や技能が身についているかを調べる定着度調査を行う必要がある

と思います。その結果により、今後子供たちの学力を保障する具体的な手だてを講じる指針になるとも考えます。この定着度調査は必要と考えますが、その取り組みはできるのかどうかをまずお尋ねをいたします。

子供たちの基礎学力の定着と学力の向上については、教育委員会がきめ細やかな指導方法の工夫、改善を進めるために教員配置を充実させるなど、学校を積極的に支援する必要性があり、また、学力の状況についての分析を行い、その結果をもとに具体的な学力向上対策を進める必要があると言われております。具体的には、本市においてもどのような取り組みを考えておられるのかをお伺いいたします。確かな学力を身につけさせていくためには、教職員の指導力向上も課題だと思いますので、この点についても教育長の御所見をいただきたいと思ひます。

また、本市における学力向上フロンティア事業にの取り組みについてをお尋ねいたします。

現在、全国47地域において学力向上フロンティアスクールを核として、発展的な指導、補充的な指導の一層の充実や小学校における教科担任制の実践的な研究などの授業への取り組みが平成14年度から始まっております。この本市においても、学力向上フロンティア事業についてのお考えをお尋ねいたします。

もう一点ですけれども、サタデースクール、いわゆる土曜補習に取り組んでいるところもあると聞いておりますが、本市の状況はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、小さな2項目め、2点目ですけれども、国際理解教育のあり方についてでございます。本市における小学校の英語教育の必要性について、お伺いをいたします。

経済や社会のグローバル化を背景に、国際理解教育を重視する動きが活発化し、文部科学省は今春英語が使える日本人の育成に向けた行動計画を公表いたしております。平成19年度までの5年間の施策をまとめております。21世紀の世界は今以上に情報産業が発達し、ボーダーレスの時代になると思われませんが、こうした時代にお互いの情報を交換する共通語というものは英語であります。子供たちが大人になって苦い経験をさせないためにも、少なくとも小学校の段階から積極的に英語教育を取り入れていくことが必要だと考えます。本市においても、中学校ではALT、英語指導助手を採用され、英語力アップを目指した学習が行われておりますが、その成果についてお伺いをいたします。

また、2002年から実施されました新学習指導要領の総合的な学習の時間では、国際理解教育が課題として例示され、その中で児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化になれ親しんだりすることが取り上げられております。この総合学習などで小学校英語を導入する学校もふえてきていると聞いておりますが、本市においても今後小学校に導入する必要性を感じるころですが、御所見をお伺いいたします。国際化の進展に伴い、コミュニケーションの手段として英語の重要性はますます高まると考えますので、御所見をいただきたいと思ひます。

次に、大きな2点目でございます。観光を第3次産業の基幹産業としての本市の考え方についてお尋ねをいたします。

今日、政府は観光立国を重要施策に上げております。その背景には、近隣諸国を見ましても飛行場拡張を初め、観光客誘致など観光施策に力を入れており、中には観光担当大臣まで設置している国もあると聞いております。我が国としても、夢を持って日本を見ていただく、なおかつ金も落とさせていただく一挙何得かの観光は、第3次産業の今後の一番伸び得る分野であり、また、伸ばすべき分野であると言われております。

日本は、海外へ出て行く方が多く、日本人の海外旅行者は年間1,650万人、これに対し日本を訪れる外国人旅行者は年間520万人と3分の1ぐらいにとどまっております。今国が進めているのは、訪日外国人旅行者の倍増計画であり、外へ出て行ってお金を使うばかりでなく、日本に来る旅行者を2010年に今の倍の1,000万人にする観光立国へのスタートです。21世紀の観光は、第3次産業の基幹産業として大変重きをなすと考えております。このことは、地方においても観光は重要な第3次産業の基幹産業として推し進めていくべきだと考えます。特に、農と観光の一体化は、新しい産業となり得る大きな価値があると思っております。

近年スローライフ、グリーンツーリズムなどという言葉が頻繁に使われてくるようになりました。昨日も橋爪議員の方からの質問もありました。人々が何を求め、何に安らぎを感じようとしているのか。このことを考えれば、おのずとその答えは出てくると思います。その一番に上げられるのは、今は失われた農村文化の生活体験、農村の食文化を求めているのではと思っております。

観光とは、その土地の風土を五感で体験すること、工芸や祭りといった文化など、生活文化を体験する場所、これらは今注目を集めているスローライフと言ってもいいと思います。農村の食文化を適合するすべての土地の素材を使った郷土料理、郷愁を呼び覚ます住環境、宿泊施設は農家民宿といった農家自身も自分たちの暮らしの価値を再発見し、農村、農に対しても生きがいを見出せるのではと思っております。

今、スローライフに価値観がありますと、アグリツーリズムやエコツーリズムなどといって海外へ研修に行きますが、外国のまねでなく日本の農村文化にこそ価値があり、農業と観光が一体化すれば新しい産業になり、農家はその可能性を秘めた存在であるとも言われております。

今、本市におきましても、太良町との合併協議がなされております。午前中の質問の中にも、太良町との観光、第1次産業と観光と食について市長の御答弁がありました。太良町におきましても、基幹産業は農、林、漁業であります。第1次産業であります。こうした第1次産業と農、食文化、食、この三つの点が一つになった観光、鹿島では今「自然鹿島」というキャッチフレーズをよく使われておりますけれども、これからの将来に向けて「観光鹿島」としての農と観光施策についてお聞かせをいただきたいと思っております。



次に、大きな3点目の食育についてでございます。まず1点目の食と農の再生プランの施策について、この取り組みについてお伺いをいたします。

食育とは、食事のしつけ、栄養のとり方、食品衛生の管理、伝統的文化の伝承など、広く食にかかわる教育のこととあります。農林水産省では、食の安全、安心と望ましい食生活を表現するには、子供から高齢者に至るまで国民一人一人がみずからの食について考える習慣を身につけ、自己責任ある食行動をとれることが重要としております。BSE問題、食品不正表示、無登録の農薬使用、この問題などで国民の食の安全、安心に関する信頼を損ねたことで、消費者と生活者という視点を忘れては生産というものはあり得ないという基本的な認識に立っての施策が見直され、昨年4月に策定された食と農の再生プランの中にも食の安全と安心の確保が示され、学校教育や地域での農業体験など、さまざまな食育の取り組みが全国的に活発になってきているところです。

昔は、野菜などは地元のものが主流でしたが、この物流の発達で現在は国内外の生鮮食品がいながらにして手に入る分、生産者と消費者との関係が随分遠くなったと言われております。安全で安心できる食材を消費者は求め、生産者と消費者の顔が見える関係づくり、相互の理解を深めることが重要だとも言われております。農産物がいつどうやって生産され、しゅんはいつなのか。今の農産物は季節感が失われている中で、本来の味を知らない人が多くなっており、とも言われております。学校給食などでの食育、あるいは農村体験や市民農園などを通じて農産物にじかに触れてもらう、そんな中から消費者が食を見つめなおし、生産者への理解を深めることになると思います。農山漁村に滞在して余暇を楽しむグリーンツーリズム、都市と農山漁村の共生滞留の推進など、また、農業法人の設立など、本市としての食と農の再生プラン施策についての御見解をお伺いいたします。

小さな2点目、学校、地域の食育についてです。

朝食の欠食や補食、偏りのある栄養摂取、肥満などで子供の食習慣の乱れが食の問題として深刻化しています。子供たちが生涯にわたって健康的に生きる力をはぐくむための、食に関する指導の必要性が高まっております。文部科学省は、来年度からすべての都道府県で食育推進事業を実施することを決定しております。学校が中心となってPTA、農業団体、栄養士会など地域の関係団体との連携、農業体験活動や料理教室を展開するとしております。子供に正しい食事のとり方や食習慣を身につけさせることがねらいであると言われております。

そこで、食に関する指導の必要性の点からいえば、学校栄養職員は豊かな専門知識と学校給食という生きた教材を活用した指導は、食のプロとして重要な役割が期待されております。学校栄養職員が積極的にPTA、地域に呼びかけていくことで食育を学校単位、さらには地域全体に広げていくことができると思います。食育とは、広く社会で取り上げていくことで初めて子供たちに効果の出るものであると思います。食に関する専門的な知識をもとに、子

供たちに具体的な指導を行えるのは学校栄養職員だけと考えております。食育について、本市の栄養職員の実情と指導を十分に行える体制が整っているのか。配置をどのように考えられているのか。また、指導をどのようにとらえられているのかについてお伺いいたします。また、地域と連携した食育の点からいけば、市には食改協という団体がございましたけれども、この活動がまた見直されてくると思っておりますが、現在の食改協の状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

北村教育次長。

**○教育次長（北村和博君）**

6番山口瑞枝議員の御質問にお答えいたします。

まず1番、教育問題。①の完全学校週5日制の実施から1年、本市の現状について。②国際理解教育のあり方について、本市における小学校の英語教育の必要性はということ。3番の食育について。②学校、地域における食育の取り組みはということで、私の方からお答えをいたします。

まず最初に、学校週5日制の実施から学力低下対策における定着度調査の実施についてということでお答えをいたします。

学校では、1年間の学習内容の理解度、定着度——これは到達度と申しますが——を診断するために、年度末の2月に学力検査を実施しております。そして、検査問題の通過率を全国平均度と比較しながら分析し、内容の理解度の低い学習のほか補充を行い、次の学年に進級させるように努めております。学力検査の全国平均との比較、高校への進学状況などを見ても、鹿島市の基礎、基本の定着は確かなものとなっていると考えているところでございます。

次に、教員の指導力向上についてお答えいたします。

児童・生徒の学習意欲の高まり、知識、理解の深まりを左右するのは、学習環境と教師の指導力にあるということは言うまでもありません。そこで、市の学力向上推進委員会は効果的な学習指導のあり方についての情報交換、資料提供に努めておりまして、各学校は校内での指導力向上を図る検証を行っておりまして、また、各種研修会へ参加をしたりして自分たちの力を高めようと努力いたしております。学校における授業実践におきましては、チーム・ティーチングなど複数の教員とともに、教材研究をして互いに切磋琢磨して指導力を伸ばすなど、着実に成果は上がってきていると考えております。

次に、学力向上フロンティア事業の取り組み、小学校における教科担任制のことでございます。例えば、音楽の不得意な先生が得意な先生に授業をお願いし、また、かわりに自分の得意な図工や理科の授業を受け持ったりする部分的な授業の交換や音楽の指導を中心とした

級外の先生の配置など、学校の職員配置に応じて、それぞれの学校においてこれまでも工夫をしてまいりました。しかし、すべての学校で教科担任制を導入するということは、小学校の発達段階に適しているとは言えません。6年生の理科など専門性の高い教科などにおいては可能かも知れませんが、集団生活への適応など教科学習以外の学習のウェートが高い小学校におきましては、児童の実態に応じて弾力的かつ柔軟に対応していくことが大事であろうと考えております。

次に、サタデースクール、土曜補習の状況について申し上げます。

高校におきましては、土曜補習を実施する学校があります。小学校におきましては、子供にさまざまな体験をさせるという目的があり、授業形式の補習は完全学校週5日制の実施の趣旨にそぐわないもので、放課後学習や長期休業中の学習回答でそれを補っております。危機感にあおられて土曜学習が蔓延するようなことになれば、完全学校週5日制がなし崩しになるおそれがあります。完全学校週5日制と新学習指導要領は、生きる力を重視する教育への転換を図っております。家庭教育のあり方を含め、地域主体の教育はどうあるべきか、完全学校週5日制にどう対応するのか、PTA等を中心に地域でもっと議論をしていただきたいと考えております。

次に、②の国際理解教育のあり方について、本市における小学校の英語教育の必要性ということでお答えいたします。

第4次鹿島市総合計画の義務教育の中で、国際化に対応できる人材の育成を掲げておりまして、幼児、小学校の課程に外国の人との触れ合う機会の提供や生の英語を聞かせることは、国際理解を深めるということで大きな意義があると考えております。鹿島市では、平成14年度中学校の定期試験期間中を利用いたしまして、期間中に6日、小学校に派遣し英語の指導を行ったところであります。15年度におきましても、6月に3日ほど派遣をいたしておりますが、このほか各小学校では地区在住のALTの協力により簡単な日常英会話教室の開催、ゲームや歌を総合的な学習の時間の中で取り入れたり、クラブ活動として英語教育に取り組んでいる学校など、各学校とも独自の取り組みをいたしております。

鹿島市のALTの授業でございますけれども、昭和62年8月から実施をいたしまして、現在のオーニャ・フレン先生で14人目となっております。その成果といたしましては、生の英語が聞ける。日本人教師が話すと英語と根本的に違うところがございます。また、子供たちの聞く力が高まったという成果がございます。そして、そのほかには指導方法の改善、会話を重視する方向への改善がなされました。そして、そのほか国際理解、交流の深まり、異文化交流、学習意欲の向上。職員の研修として、日本の先生の英語力が向上したということがございます。そして、先ほど申し上げました小学校へ派遣して小学生の興味、関心を高め、抵抗感を少なくしているという成果がございます。

小学校への導入の考えでございますけど、小学校の課程における英語教育実施の問題点に

つきましては、児童の学習負担の増大、授業時数の縮減につながる。小学校段階では、国語の能力の育成が重要であるなどの課題がありますが、今後もALTを小学校に派遣する機会をふやしたり、生涯学習課と連携をとりながら英会話教室のハローキッズの回数をふやすなどの対策により、小学生が英語に触れる機会をふやしていきたいと考えているところでございます。

次に3番、食育について。学校、地域における食育の取り組みということでございます。

学校栄養職員の実情と指導体制、学校単位での職員の配置は可能なのかと、食のプロとしての役割でございます。学校栄養職員の職務は、基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、物資管理などの11項目の多岐にわたっております。

具体的な学校栄養職員の取り組み状況でございますが、教員とのチーム・ティーチング、学校におきまして非常勤講師としての講義、健康講座、栄養講座等の講義でございます。そして、給食時に学校に出向きまして、児童・生徒に対する個別指導等がございます。現在、鹿島市学校給食センターには2名の栄養職員が在席いたしまして、それぞれ小学校と中学校を担当いたしております。栄養のバランスを考慮したメニューの作成は当然であります。学校の給食時間帯には栄養や健康の専門家として学校に出向き、学級担任と協力しながら個々に応じた給食指導を行っているところでございます。

現在、鹿島市の児童・生徒数は約3,500名でございますが、この児童・生徒数に対する基準栄養士の数は2名となっておりますが、さらなる食育の充実を図るために県に対しまして加配を求めている状況であります。しかし、各家庭における食事内容、食習慣は多様化いたしております。学校だけの指導では限界があります。食を通じた健康な生活習慣づくりについて、家庭、地域と連携を図り、意識化が必要であります。食生活の改善を啓発していく必要があると考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

山口産業部長。

**○産業部長（山口賢治君）**

6番議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、2番の観光を第3次産業の基幹産業としてのとらえ方という中で、①1次産業と観光の一体化による新しい産業おこしについて。農と観光ということでございますが、山口議員が提案される1次産業と観光の一体化による新しい産業おこしを考えてまいりますと、その可能性というのは非常に大きいものだなあという感じをいたしているところでございます。鹿島の周りをざっと見回しましても、県内はもちろんでございますけど、長崎、福岡、佐世保、そういう大きな都市がたくさんございます。これらの都市にはたくさんの方がお住まいでありまして、農に関係のない方が非常に多いことは、もう皆様御存じのとおりでございます。

す。そういう方たちが、そののまちには何がなくして自分が何をしたいか。例えば、旅とか遊び、その他嗜好品とか趣味とか、いろいろスポーツ等まで含めてでございますけど、こういうものをどれを求めているのか、そういう調査をまずしていくことから始めていかなければいけないんじゃないかならうかと思えます。そのためには、今インターネットとか、あるいは旅行業者、観光業者、そういう方たちの中に入って情報を収集し、これを分析して鹿島市でできるものをプログラム化していくと、そういうことを進めてまいりたいと思っております。

鹿島のよさは、第4次総合計画の中にもありますように、グリーンツーリズム、トライアングル構想、いろいろ掲げておりますけど、やはり自然、そして歴史、文化、それから名所、いろいろなものがたくさんございます。観光資源はもちろんでございますけど、農業、林業、水産業にいたしましても、観光に負けないいろいろな資源があるというふうに思っております。そういう中で1次産業、例えば、農業ではどういうものができるか。例えば、議員が言われましたように、体験農業、体験農業の中でも生産から収穫までいろいろあるわけでございますけど、いろいろな希望コースをつくってみたい。それと、家庭菜園なり、あるいはオーナー制度といろいろありますし、また、果樹園等も今荒廃化をしている状況にございますので、そういう果樹園を借りて果樹なり、あるいはお茶なりなんなりと、そういうものをつくってみたいという方にはそういうコースを設定できると。それから林業につきましては、林業の1から10までを知るためにはやはり植樹から下刈り、あるいは間伐体験とか、今度は大きくなったものを切った木工品づくりとか、それに竹製品の製作なり、炭焼きとかシイタケ栽培、いろいろなものが資源としてあるんじゃないかならうかと思えます。

そして、漁業の方では干潟体験なり、あるいは伝統漁法での魚とりとか、有明海の一番の産業でありますノリ摘みとかノリススキの体験、干潟の環境等の勉強とかをする中で、また自分たちがとった魚を料理をしての食の楽しみとか、いろいろなものがあると思えます。そういうものをコースづくりとか、プログラムづくりをいたしまして、集めた反対に今度は情報として提供をして、そして、お客としてこちらに誘導をしていくと、そういうことができれば、議員が言われますように、農と観光を結びつけた産業ができるんじゃないかならうかなと、そういう感じをいたしているところでございます。

昔の食文化とか農村文化に触れることによって、農業の一から全部を知ることにも可能になってくると思えますし、その中では家庭教育、あるいは食の学習、そういうものもできるんじゃないかならうかなと、そういうふうに思っております。

ただ、鹿島には、先ほども言われましたけど、泊まる場所が非常に少ないことでございますけど、民泊とか自然の館などをまず活用して、その中で七浦付近でも民泊等の受け入れということを考えておられますので、そういう皆さん方と受け入れ態勢については今後整えていきたい。そういうふうな思いをしております。

それと、太良町との合併をした場合につきましては、鹿島の観光資源、先ほど言いました

農業資源、そういうものとあわせながら鹿島市に不足している食、あるいは宿を結びつけた新たに滞在型の観光コースとか、それから各種大会の誘致を含め、事業の広がりを期待するものでございます。特に多良岳地域広域農道の完成は、農産物の輸送を中心に災害、あるいは緊急時における交通対応、そして、第1次産業と観光をつなぐ重要な道路というふうな位置づけをしながら、県、国に要望している状況でございます。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長（中橋孝司郎君）**

それでは、私の方からは食と農の再生プランということで御質問でございますので、お答えをしたいと思います。

まず、この食と農の再生プランというのは、平成14年4月に農林水産省がまず農の部分で消費者に基軸を移した農林水産行政を進めるとというのが一つの目的でつくられたものでございます。特に、BSE問題や食品の虚偽表示問題というのが以前ありました。そういうことで食と農に関するさまざまな課題が顕在化している中で、農林水産政策を大胆に見直すということでこのプランがつけられたところでございます。

これには、先ほど議員申されますように、食の安全と安心の確保というのを柱に、あと農業の構造改革の加速ということがもう一つあります。それと、あと都市と農村、漁村の共生、対流というのがございまして、先ほど申されますように、この安全性について特に食育と絡みますけれども、新鮮な野菜を提供するということで言いますと、昨日、橋爪議員の質問の中でお答えいたしましたように、地産地消の振興ということで取り組みを今やっております。それと、あと都市と農村の交流ということを含めて、先ほどの部長の話ありましたように、観光との結びつきというのが非常に今から重要じゃないかというふうに思っています。そういうことで、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

平尾保険健康課長。

**○保険健康課長（平尾弘義君）**

私の方からは、地域における食育の取り組み方につきまして、その中で食改協ということでお尋ねがっておりますので、お答えいたしたいと思います。

正式には鹿島市食生活改善推進協議会というのがあります。現在会員は281名いらっしゃいます。その中で活動といたしましては、地区老人クラブの食事会や、あるいは地区住民を対象にいたしました元気で長生きのヘルシーメニューとか、また子供、幼児を対象にいたしましたカルシウムたっぷりのおやつづくり方等、食を通じてのあらゆる年代層へ活動の輪を広げる活動をいたしてもらっております。この食改協の中には、在宅の栄養士の方がいら

っしやいまして、市には現在栄養士はおりませんので、その方の協力を得ながら事業を進めております。また、食改協の会員の皆さん方の研修会等も行っておりますが、これにつきましても、県に登録の在宅の栄養士会の方がいらっしやいますが、この方たちの協力を得ながら行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

2回目の質問をいたします。

まず、教育問題ですけれども、完全学校週5日制からもう1年半が過ぎておりまして、それなりに学期末に学力調査、あるいは定着度調査らしきものをやっていたらというところで、進学率にしましてもそれなりの進学率はあっているというふうに受けとめをいたしました。

現在のところ、答弁によりますと、特別に学力のおくれ、そういうものもないということでございますので、一応の安心をしておりますけれども、まだ1年半ぐらしかたっておりませんので、これからの状況によってはやっぱり不安というのはいつまでもつきまとうということでございますので、これからのその定着度調査らしきものは進めて積極的にやっただき、それを保護者の皆さん、家庭なりに報告をするというようなことが必要になってくるんじゃないかというふうに受けとめております。

それから、土曜学習というのは、今後いろいろなゆとり教育という部分では、それを土曜補習ということは強くはできないというふうな、そぐわないというふうな御答弁をいただきました。これも学力調査を行われた結果、それほどまでにおくれているところがないというふうに受けとめられてのことだと思っておりますので、このサタデースクールを学習だけの補習時間ということやなくて、ほかの方面に活用をされるということでございますので、その点では全体的に見まして学力低下というのはそれほど本市においては考えられないというふうに感じております。

また、2番目の国際理解ということで小学校への英語教育というのは、試験中を利用したその中でALTの派遣なり、あるいは英語のできるいろんな方を利用して、そういうふうな教育をやっていくということでございますので、将来的にはやはり英語というのは鹿島市の方でも国際交流ということで、韓国とのガタリンピックを通じていろんな方々が入ってこられますけれども、やはりその国の、インドの方ならインドの方と話すときも、例えば韓国はもちろんですけれども、いろんな国の人たちと会話をするときはやはり英語です。英語が少しできれば、会話に不自由ないかなというようなことです。これからの国際社会には、もう絶対というほど必要になってきますので、これからは小学校の方にもゆとりの学習という総

合学習の中で英語の時間をとるようになってくると思いますので、そのあたりを時間をかけて英語教育に対しても幼児教育から、そういうふうなことも積極的に進めていただきたいと思います。

それから、観光と第3次産業ということで、もう昨日から農と観光ということについては、それなりの御答弁をいただいております。やはり、今度合併をした場合の観光という点からも、第1次産業に重きを置いて、そういう観光と農業、1次産業とのトライアングル構想ではないですけれども、そういった中での「観光鹿島」「自然鹿島」としての大きなまちづくりができているものとも期待をしております。この農と観光については、後ほど市長の総体的な御答弁もいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、食と農の再生プラン施策について見解をお聞きいたしましたけれども、先ほど私、農業法人についてもお尋ねをしたとっております。この間テレビを見ておりましたら、九州の農業法人の数が全九州で2,000法人あるというふうな話も聞いております。これは、これからの農業の生き残り策として農業法人は進めていくべきだというふうなお話もあつておりました。これは、生産から加工、そして販売までの流通が見える農業のガラス張りという点では、食と農ということに関しても農業法人の設立というのを積極的に支援するということは、これからの農業を考える点では大きな一つの施策になるかと思っておりますので、この農業法人の設立についての当市としての考えもお聞かせいただきたいと思います。

それから、食育の中で、栄養職員の数が鹿島市は3,500名に対して2名の栄養職員ということで大変な仕事の量だと思っております。食育が言われておりますので、今後食の教育については、栄養職員の出番がますます、さらに多くなるし、食のプロとしての実力も大きく発揮されると思っております。それで、3,500名に対して2名という栄養職員であるから、県に対してたゞい要望を出してというようなことをおっしゃっていました。

ここに、ずっと前から出ております特区の問題が出てくると思うんですね。特区というのは、そういうところの職員であれば県に申請を、県が職員を配置するということやなくて、鹿島市独自の特区を設けられたら、こういうふうな栄養職員、あるいはそういう栄養士の免許を持った方々を一つの職員として採用して配置をするというようなこともできるんじゃないかと思っておりますので、やっぱり特区というのは大変いい制度であると思っておりますので、そのあたりについてもよろしかったら御答弁をいただきたいと思います。特区で考えたらいんじゃないかなというふうな気もいたしますので、御答弁をお願いしたいと思います。

今、日本の子供は国産外国人の生活をしていると言われております。どうしてかと言ったら、1年365日、24時間サービスに誘惑されており、選んで食べる誘惑と戦っているというふうな言われております。

先日8月31日にすすく子育て食と健康シンポジウムということで、食生活ジャーナリストの砂田登志子さんの講演があつたんですけれども、この中で体育、知育、才育、徳育より



先に、それらの根底をなすのが食育であり、学校のカリキュラムに体育はあっても食育がなかった不幸に気づくべきだと言っているらしいです。感情豊かな子供は、豊かな生活をしている。カルシウム不足、かまわずに食べるなどは集中力の欠如、問題行動と大きな関係があるとされており。先ほど食改協の活動についてお尋ねをいたしましたけれども、食改協の方が地域に入って老人、あるいは幼児、子供たちに食事についてのいろんなことを提供したり、知識を提供したり、食生活についての改善を図ったりということはわかるんですけども、この先生がおっしゃっているのは、八百屋、豆腐屋、魚屋、肉屋などが地域社会が教室に出向いて教えることなどで家庭、学校、地域で連携した取り組みが成功しているというふうに言われております。食べることはかわってあげられない、直接教える必要がある。食育は、視覚、聴覚、臭覚などの五感を総動員したすばらしい総合学習だというふうにもおっしゃっています。

ですから、地域にいろんな活動をされている方も動員して、食育については地域でもやっていたかという方法もあるんですけども、実際にはそれぞれの、先ほど申しました八百屋さん、豆腐屋さん、魚屋さんというのが生きた教材として、その地域にはある。こういう方々をゆとりの時間、あるいは土曜、日曜日でも構わないと思うんですけども、そういった時間に食育を提供する場として、こういう方々に指導をしてもらうというのも、食育の一つの方法じゃないかというふうにも考えておりますので、そのあたりのことを含めて、これからは食育というのは社会形成をする上で重要な施策だと今後も思っておりますので、そのあたりを含め教育長の御所見もいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2回目を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

#### ○教育長（小野原利幸君）

2回目の御質問は大きく4点、私の方ではちょっと整理をしたわけではありますが、まず1点目は、学校週5日制から1年5カ月余りが経過をするわけですけども、当初から懸念をされておりました学力との相関はどうかということでのお尋ねであろうかと思っております。その一つが、基礎学力等の定着度、このことについて先ほど教育次長の方から申し上げたかと思っておりますが、小学校では一つの単元内容を終えた時点で、その折々にテストをしたり、あるいは中学校では中間、期末考査等でその定着度を見たり、そして先ほどありましたような、年間の中では今は2月ぐらいにやっておりますけれども、標準学力検査といって全国と比較が可能なものを今やっております。

これは、その学年のいわゆるその年の個々人にかかわるデータを見るためのものでありまして、この結果に一喜一憂するものではない。つまり、このデータを踏まえていかに教師が

自分の指導方法を見直したり、工夫をしたり、その後の改善に生かすという、こういったふうな位置づけにウエートを置いて実施をしているものであります。

したがって、御指摘の教員の指導力の向上の問題でありますけれども、こういう調査結果をもとにして、自分が担任をしている子供たちに、あるいは中学校であれば自分が指導している教科についてみずからがやっぱり振り返って、その後の指導に生かす大変シビアな情報として活用をしているというのが実態であります。子供の学力がしっかり身につくように指導をすると、このことがもう教師としての第1の使命であるわけです。したがって、教科等の専門的な知識はもうもちろんこれは当たり前のことなんですが、それに加えて教師自身の人間性といいますか、あるいは職務に対するひたむきさといいますか、こういったものがやっぱりトータルとして信頼される教師であるということが、まさにこの学力向上に向けても教師に求められる大切な資質であろうというふうに思っております。

それから、2点目の土曜スクールですかね。これは、先ほど申しましたように、基本的にはそうなんですが、ただ、文部科学省はこの一律に強制しないような形でというようなニュアンスは認めているような向きもあります。しかし、一斉に授業をするというような形態には当然ブレーキがかかっているわけでありまして。つまり、家庭や地域にせつかく土曜日に子供たちを返したのに、ある意味その時間、その日を拘束するような形であっては、やっぱり学校週5日制という趣旨にそぐわないという理由があるわけでありまして、先ほどのような答えになるわけでありまして。ただ、その学習面でフォローをしなければならない子供たちは当然いるわけですから、そういったような子供たちについては、やっぱり授業以外に何かの対応をしてやることも必要でしょう。したがって、日常的には放課後であるとか、あるいはさっきありました長期休業中に窓口を開くなどして、今学校でも体制をとって工夫をしているところであります。

3点目のこのALTといいますか、英語教育について、私の考え方をということでしたけれども、現在2名のALTを西部中に常時、そして西部中と東部中にもう一名と兼務の形で、日本の英語の先生とチーム・ティーチングの方式でかかわらせております。この派遣事業を始めてから、昭和62年からですから、もうかなりなるわけですがけれども、その始めたころに比べてのいわゆる成果といいますか、ALTが学校にいたることが当たり前になっている時代と、私はもうこれに尽きるというふうに思います。つまり、英語の時間だけじゃなくて、日常的に触れ合うことができる、全く違和感がなくてコミュニケーション能力とか異文化への理解等がもう期待できるというようなことが、私はALT導入の一番の利点だというふうに思っております。

そこで、小学校への導入ということですがけれども、指導要領では総合的学習の時間に英語を教えるということじゃなくて、いわゆる体験的な学習を含めて外国語の活動等を行うことが可能というふうになっております。また、できるだけ早い段階から、そういうことに触れ

合うということは今一つの流れでありますので、ALTの活用も含めまして進めていかなければならないというふうに思います。ただ、今の子供たちはさまざまなメディア等からも日常的に外国語を目にしたたり、耳にしたりするのが我々の時代と大違いなんですね。そういう意味で、もう結構身近に感じているという感覚がやっぱりあるわけです。だから、小学校にもそういう体制をとった場合にも、幾らか比較的入りやすい面、なじんでいる面もあろうかというふうに思っております。問題は、やはり指導者の問題であります。だから、今文部科学省、あるいは県あたりの支援策等も動いているようでありますので、この辺を参考にしながら対応をしていきたいというふうに思います。

それから四つ目の、食の教育に関しての栄養職員の問題ですね。これは、学校教育法で置くことができるというふうになっております。現在、その標準法によりまして、定数2名というのが県費の負担教職員として配置をされているわけです。この学校栄養職員の任務は、先ほど言いましたように、小学校、あるいは共同調理場における給食栄養に関する専門的事項をつかさどるということになっているわけですが、この仕入れから、あるいはカロリー計算、あるいは学校現場への指導など、やっぱり幅広くかかわっているというのが職務の実態であります。

今いる2人は、小学校の担当と中学校の担当と分けているわけですが、食の数からしますと、当然小学校が多いですね。だから、その辺の負担度というのはやっぱり幾らかの違いがありますけれども、2人で全部を見るというようなことで、そういうふうな協力体制で一応臨んでおります。毎年一般の教職員と同じように、これは人事異動で動くわけでありますので、先ほどあったように、県への加配要求というのはこのところ強く押し進めているところですので、当面この努力を続けていきたいというふうに思います。

一方で、これは仮称でありますけれども、栄養教諭という制度化が今検討されております。これは、学校栄養職員とは全く別に、まさに食のプロとして配置が考えられているところでもありますけれども、もっと専門的な立場から食に関する指導を担うという必要性から生まれてきているものだというふうに思います。やっぱり生活習慣病を初め、非常に深刻な社会問題として、食に関してはまさに喫緊の国民的課題でもあるということで、国自体の構えというものが、こういう措置でもやっぱり読み取れる方向性であろうというふうに思います。特区という考え方も申されましたけれども、やはりこのあたりの動きを踏まえて食教育の充実に向けて、やっぱりしっかり対応していかなければならないというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

6番議員にお答えいたします。

先ほど農業法人の関係で回答を落としておりましたので、その件についてでございますけれども、食と農のプランの中で、さっき申し上げましたように、農業の推進、構造改革を加速化するということの一環の中で、先日申し上げました米の政策大綱の見直しということが上がっています。その一つの趣旨として、今後の農業の担い手をどのようにしていくかというのが上がっておりますが、これは認定農業者ということと、もう一つは集落営農ということで、なるだけ大規模な農家を育てていくという方向にあります。これは、平成22年までに大体6割程度をその形態で持っていくというのが方向的でございます。だから、先ほど言われましたその法人という部分まではいかなくても、そういう形で規模的に大きくなっていくという形は当然出てきましようし、もう一つ今現実市内でも法人化されたというのはありませんが、例えば牧畜の関係では和光牧場さんたちは法人という形になります。あともう少し大きく見れば、七浦の千葉市あたりも一つの農産物を扱う地域の法人という形であると思えます。

法人にならなくても、市内にもそういう大型の農業をやっている方たちが数多くおられますし、今後そういう形態にならざるを得ないような状況じゃないかというふうに思います。そういう人たちが具体的に農業だけじゃなくて、生産から販売という形を今から考えていく時代がやってきたんじゃないかという感じもしておりますので、その辺と合わせて今後観光と結びつけながら、やっぱりやっていく方向じゃないかというふうに思っています。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

農と観光について私の方から答弁をいたしますが、まず、その前に農業全体について少し所見を述べたいと思います。

まず、きのうの橋爪議員のときもちょっと申し上げましたが、なかなか全体の考えがまとまらないまま申し上げているわけでありましたが、ここに来てやはり農業の変化、これは一つは日本の政府による大きな政策転換ということ。それから、農業自体の流れがここに来て大きく変化をしていると、こういう二つの側面があると思うんですが、いわば20世紀型の農業から21世紀型の農業への転換というふうに私なりに位置づけをしましてお話をしたいと思えますが、それは大きく大胆に仕分けをしてみますと、三つあるというふうに思うんです。

一つは、昨日もありましたように、生産者から消費者へ照準を当てた政策転換、消費者側から見ますと、やはり安全、安心な食べ物を食べたいと。そういう中から無農薬とか、有機栽培とか、あるいはトレーサビリティとか、地産地消とか、こういういろんなことが出てきているというふうに思うわけでありまして。

もう一つは、この大きな転換として米の需給に関する事。つまり米政策大綱が大きく、生産調整が変わってきたと。今まで国や地方自治体が責任を持って生産調整をして、それに

よってできた米は、ある程度保護的に保証すると。こういう仕組みの中から生産者が自主的に調整をして、そしてしかも生産の段階だけではなくて流通販売まで、先を見通した考えで生産をしてやると。つまりこのことは、きつく言えば生産者を保護するという片方からの政策ではだめだと、やはり自由競争というものをすることによって活力を見出すと、こういう要素が入ってきたんじゃないかなろうかというふうに私自身は考えておりました、これは当然の成り行きではなかろうかというふうに思っております。

それから3点目が交流、つまり農と観光についてと。交流というコンセプトでくくれる部分だと思います。ただ、この農と観光についてに入る前に、先ほど言いました生産者から消費者へ、あるいは米の需給の問題、この二つの要素というのは非常に生産者にとってある意味では過酷な条件になってきたというふうに言えると思うんです。こういう中で、日本の全体としての課題は、じゃあ生産者にとってこういう過酷な状況というものを強いられてきたときに、今4割ぐらいですか、食糧自給率をいかに確保できるかという問題が出てくるというふうに思うんです。これは、もうただ一点というふうに思います。生産者は、消費者が望むものをいかに良質のものをつくっていくか。この一点にかかっていると思います。この一点を追求することによって、自由競争にさらされはしますが、活力のある農業に持っていこうと、こういうことであろうというふうに私は思っております。

さて、この農と観光ということですが、例えば、この観光農園とかグリーンツーリズムとか、昨日来いろいろ話が出ておりますし、また、山口議員もきょういろんな問題提起もしていただきました。この私たち地方の生き残るすべというのは、固定人口がいわば増加が見込めない、こういう中で交流人口を活用するということは、これはもう10年来言ってきましたが、やはりこれには民間が主体的にそういう感覚でもって実際に行動を起こしてもらおうと、これが不可欠であります、ここに来ましてようやくといいますか、例えば民宿、あるいは観光農園、こういう動きが本格化してきているというふうに思いますので、この農と観光についてというのは非常に今からの鹿島市にとっては新しい取り組みとして期待ができる分野ではなかろうかというふうに思っていますし、また、農業自体もただつくって売ることじゃなくて、こういう要素も複合的に取り入れながら農家経営をしていくということが大切になってくるのではなかろうかと、こういうふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

以上で6番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。

午後2時10分 休憩

午後2時22分 再開

**○議長（小池幸照君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番水頭喜弘君。

#### ○4番（水頭喜弘君）

きょう最後の質問者となります4番水頭でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大きく5点にわたって質問をさせていただきます。第1番目が住民基本台帳ネットワークについて、2番が少子化対策について、3番目、食の安全について、4番、安らぎと潤いのある安全なまちづくりを、最後に環境問題、グリーン購入について、この5点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、住民基本台帳ネットワークについて。その一つ、2次稼働に当たってセーフティーは、そして2番目が申請受理件数と交付枚数は、そして3番目にサービスをカードに付加する考えは。

パソコンをむしばむコンピューターウイルスが世界中で猛威を振るっています。米マイクロソフト社製基本ソフトOSの弱点について侵入するブラスターは世界で100万台を超えるコンピューターに感染、米国では航空会社の予約システムが停止するなど被害が広がった。日本でも個人から郵政公社や自衛隊、一般企業まで感染、ネット社会の落とし穴が浮き彫りになりました。使用中に画面が突然真っ暗になりうろたえた、自宅のパソコンがブラスターに感染したときの動揺を語られていました。ウイルス対策ソフトが大手シマンテックの日本法人によると、ブラスターの亜種ウェルチアの感染は先月22日までに全世界で合計100万台を超えた。国内では8月12日以降、被害が急増、総務省の調べではこれまでに全国18都道府県74市区町村で合計2,091台のコンピューターが感染しました。東京都世田谷区は事務用パソコン110台が感染、区の関係者は事務用パソコンは外部と接続しておらず、侵入は予想外だったとこぼされています。王子製紙など大手企業でも感染例が発生、中小地場企業などの被害も少なくないと見られております。

ウイルスはコンピューター内のデータを破壊したり、乗っ取ったパソコンを経由してほかの情報システムに不正接続を試みたりします。企業や家庭のコンピューターが、気づかないうちに犯罪の拠点に早変わりするおそれもあります。ブラスターも寄生したパソコンからマイクロソフト社製のホームページに一斉に接続し、過大な負荷で同社のコンピューターを機能停止に追い込むねらいがあったと見られております。各パソコンが同時にネット接続を始めれば、企業の通信回線など情報システムが麻痺する可能性があります。このため、プロバイダーなど通信業者は感染や通信の殺到による混乱を防ぐため、厳戒体制をしきました。IT産業を所管する経済産業省の情報セキュリティ政策室は、15日から3日間連続して徹夜で警戒に当たられたそうです。

25日から本格稼働する住民基本台帳ネットワークシステム、略して住基ネットに代表される電子政府の進展や電子商取引の普及で、コンピューターは日常生活に不可欠の存在となりつつあります。反面、ブロードバンド通信によるネットとの常時接続が広がり、電子メール

のやりとりがふえる中など、ウイルスが増殖しやすい土壌も熟しています。22日にはメールを通じて感染する新種のソービックが世界各地に広がりました。生活基盤の中に組み込まれた情報システムが機能停止に陥った場合、影響ははかり知れません。しかし、社会や経済がITを軸に回り始めた現在、ウイルスが怖いからネットにつなぐなというのは、危険だから車に乗るなというのと同じと経済産業省関係者は言われています。総務省は、ウイルス対策は電子政府や電子自治体を進める上で非常に難しい問題だとして、対策の立案を急がれています。サーバー室への出入りを厳格化するなど運用規定は設けられておられると思いますが、セーフティーは大丈夫か。総務省は住基ネットの安全はファイアウォールで守られていると言うが、猛威を振るう新種のコンピューターウイルスの影響も気がかりだと思われます。

本市におけるシステムの構築はどうか、広域圏にホストコンピューターを設置し、そしてまた本市にサーバーは設けられていると思いますがどうでしょうか。15年度より県が光を各地域に引いていきますが、その将来的な考え方もお尋ねいたします。

次に、少子化対策についてです。①次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について。

1人の女性が一生に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率が2.08を下回り、現在は1.32と過去最低に落ち込んでおり、対策が急がれています。1975年に2人を下回った日本の出生率は、89年にはそれまで最低だった66年の出生率1.58を下回る1.57人となり、1.57ショックと言われましたが、その後も出生率は下がり続けています。政府は昨年、人口の将来推計を大幅に下方修正した際に昨年の出生率を1.33人と推定しましたが、実際にはさらに下回る結果になりました。少子化への歯どめはまだかかっておりません。

さきに閉幕した通常国会では、深刻化する日本の少子化を食いとめることを目的とした法整備がなされ、短・中期的な少子化対策の枠組みが示されました。4年越しの懸案だった超党派の議員立法である少子化対策基本法に加え、次世代育成支援対策推進法、改正児童福祉法の成立がそれに当たります。少子化の進展で人口は減少し、中でも社会の支え手が減り、将来的に年金や健康保険など社会保障制度の維持が困難になるなど、深刻な影響が懸念されております。少子化の背景には非婚化や晩婚化などの生き方や人生観、価値観の変化だけでなく、核家族化や景気の悪化を初めとする種々の要因により、子育てへの不安や負担が増大している社会の実情があります。

少子化対策基本法は日本国民の人生観や価値観に配慮しながら、子供を安心して産み育てられる環境を整備することを基本理念に明記、国や自治体、事業主などの責務を定めております。特に、育児休業制度の充実やワークシェアリングなどによる労働時間の短縮、再就職の促進に加え、低年齢児保育や延長・夜間・休日保育、一時保育の拡充と需要が多いものの、これまでは極めて少なかった病児保育などの多様で良質な保育サービスを充実して、育児負担の軽減を図るといった労働と子育ての両立を可能にするさまざまな施策を講じるとしてい

ます。不妊治療についても経済的な支援や情報の提供、研究の助成などを国や自治体に求めています。

きょう付の佐賀新聞に、「少子化対策で大綱」ということで上げてありました。その中で小泉首相が「少子化は、個々の女性や夫婦だけの問題ではなく、社会全体で取り組む問題だ」と指摘し、仕事と家庭の両立や地域における子育て支援に取り組む考えを示した。大綱の取りまとめにあたっては、有識者による検討会を設置し、月1回のペースで議論を進めるとともに、国民各層の意見を反映させるため、公聴会を開いたり、関係団体から意見聴取を行う」と、こういうふうに新聞に報道されていました。次世代育成支援対策推進法は規模従業員301人以上の事業主に対し、育児休業取得に達成目標など育児支援のための行動計画を策定するよう義務づけ、達成企業を厚生労働省が認定し、社会に企業イメージをアピールできる。自治体には住民に対する育児支援についての需要調査を実施させ、地域の実態に合わせて行動計画の策定、地域の子育て力を高める後押しをさせます。改正児童福祉法は専業主婦の家庭を含め、すべての子育て家庭の支援を目指し、市区町村が子育て支援事業を進める責任を持つように明記しています。あとの2法は厚生労働省が昨年9月に策定した少子化プラスワンを実行するための法制でもあります。

そこで、この次世代育成支援対策推進法は2004年度までに市町村や県、大企業に行動計画策定を義務づけておりますが、このアンケート調査なども当市では計画されていると思いますが、今後どのように進められていくのかお尋ねいたします。

次に、食の安全について。

食品安全基本法と、次に食の教育についてですが、この食の教育については、先ほど山口議員の方からもありました。若干重複する点もあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

牛海綿状脳症・BSEから始まり、大手食品会社の偽装表示、輸入野菜の残留農薬など、この2年間で食の安全を脅かすさまざまな問題が立て続けに発生いたしました。失われた食への信頼を取り戻すためには、消費者の監視の目が一段と必要になっています。そこで、ことし5月、新しく食品安全基準法が制定されました。食の安全と国民の健康を守るためを目的とした法律で、新たな食品行政のかなめとなる機関として、食品安全委員会の設置を柱としています。同委員会は食品の安全性や危険性を科学的に判断していく合議制の機関であり、専門家7人で構成されています。また、この委員会の下に約200人の専門委員が参加する専門調査会が設置されます。毎週1回開催されている食品安全委員会の会合には、透明性を高めるために原則公開で、だれでも参加できるようになっています。この基本法の制定や同委員会の設置の背景には、BSE問題への深刻な反省がありました。農場から食卓まで一貫した監視システムによって食品の安全を守らなければならないことが明確になっています。消費者も食品の安全を自分の問題として、学習し監視していくことが大切な時代になってきて



います。

最近、全国各地に広がっているのが地産地消ですが、これは地域でとれた新鮮で安全な農水産物を地域の食卓で食べてもらおうという意味です。今、私たちの食生活は遠産遠消、毎日の食卓に並ぶ食材の大半は米国や中国など世界各国からの輸入品で、我が国は先進国の中で屈指の食料品輸入国であります。国内でも、農村や漁村でとれた新鮮な野菜や魚のほとんどが大量消費地へ送られています。有害な添加物や残留農薬に汚染された輸入品もあり、食の安全を脅かしています。生産者の顔が見えず、消費者の食への不安と不信を招くこととなります。地元でとれた品質のいい産物が地元の食卓に並ぶことはめったにありません。これでは地元への愛着も生まれません。こうした背景から生まれた地産地消は、地域で健全な農林水産業と食生活を育てていきます。食料の自給率アップにもつながります。何よりも住民が地域に目を向け、地域に誇りを持つことにつながります。この運動が文化や歴史など地域のよさを見直し、地域が元気を取り戻す起爆剤になるのではと思われまます。

この地産地消運動は、学校給食にも広がりつつあります。九州農政局が2002年9月、九州の291校の小・中学校教職員に行ったアンケートでは、約4割の小・中学校で定期的に地場産の食材を学校給食に利用していることがわかっています。食のキーワードは安全と安心で、生産者と消費者の距離を縮めることではないでしょうか。生産流通の履歴を追跡するトレーサビリティシステムも進んでおります。

そこでお尋ねいたします。この食品安全基本法が施行されましたが、それに対する考え、また食の安全のための食品表示についての県民参加の食品表示ウォッチャー制度の導入が本年より開始されましたが、そのことについてお尋ねをいたします。

それから、食の教育についてですが、さっきいろいろと言われましたけど、僕の方は角度をちょっと変えて。食の教育については、さっき山口議員も言われました知育、徳育、体育の教育の3本柱に加えて学校教育に食育——食の教育も提案したいと思います。その一環としての食育教育の実施として質問いたします。

子供たちは小学校でも中学校でも、食事の心配をすることはなく、栄養士さんが心を込めてつくってくださった給食を毎日食べています。しかし、飽食な時代に育った子供たちにとって、この給食を残すことにもったいないなあという気持ちは余りないのではないのでしょうか。給食センターの担当の方にお忙しい中お願いをし、毎日の残滓の量の統計をとってもらいました。平均してですけど、小学校で見た場合、7月11日のある日の供給量で1,115キログラム、そして残滓量で75.8キログラム、全体として6.7%が残滓でした。中学校では給食は若干量の供給量はあるけれども、残滓は余りないということが報告されました。この数字を見て、多いと思われるか少ないと思われるかわかりませんが、物を食べることができずに栄養失調で死んでいく子供たちが1日に何人もいることを考えますときに、このままではいけないと思います。

きょうの9月11日の佐賀新聞の論説の中には、今の食料のことでこういうことをWTO関係会議があった中に対して書いておられます。「命をつなぐ“食”の大切さと同時に、「農産物は輸入に頼らず、安全で安心な国内産を」と、農業への理解を訴えた。今、日本の食料自給率は約40%。つまり、私たちが毎日食べている食料の60%は外国から輸入されているということだ。一方で、“食”を取り巻く現状はこんなお寒い状況なのに、年間約720万トンもの食料が「食べ残し」として捨てられているという。これは金額にして年間約11兆1,000億円（文科省試算）にも上っている。日本の農水産物の生産額約12兆4,000億円にも匹敵する驚くべき数字で、国産の食べ物をそっくり捨てているようなものだ。いかに日本人が“食”をないがしろにしているかが分かる」ということがきょうの新聞に書かれていました。

そこで質問いたします。まず一つに、給食の残飯をなくすための教育の実施。そして二つ目に、この教育をするために非常に効果的ではないかということで、全児童に農業体験をと提言するものでございますが、教育委員会としての御所見をお願いいたします。

次に、安らぎと潤いのある安全なまちづくりを。①犯罪が発生しにくい環境整備を、2番目、公園の整備ということです。

市民の皆さんが安心、安全で住みよい地域社会を実現することが重要な課題であります。痴漢、変質者、空き巣、車上荒らしなど最近よく耳にします。特に7、8、9月等の季節はそういった事件が発生しやすく、最近の犯罪状況を見ても、全国的には刑法犯や少年非行は依然として多く、特に少年非行は凶悪・粗暴化、低年齢化など深刻化しております。本市においても同様で、低年齢層による非行が高い比率を占めております。市民の安全を守り、犯罪などを未然に防止するための種々の取り組みが考えられますが、その防犯対策の一環として、防犯灯の整備、増設についてお尋ねいたします。

住民の願いとして特に多いのは、暗がりの道路を解消してほしいということであります。市内を見ても、各地において安全で安心して暮らせるための防犯灯が設置され、整備されていると思われませんが、字と字の境となる集落間の道路は極めて暗く、また住宅地と住宅地とを結ぶ道路や校区間の通学路は、防犯や安全面から言ってもこれでいいのかと思う箇所が多くあります。例えば、一例ですが、市道になっている西部中学校付近等々であります。人通りが少なくても、その道路がサラリーマンや中高生の通勤・通学道路として、自転車や歩いて利用されていればなおさらのことではないでしょうか。明るい街路灯の整備、増設は必要と考えますが、いかがでしょうか。第4次総合計画の中に「防犯灯などの防犯設備についても、その整備拡充に努めて犯罪などの未然防止を図ります」と言われております。犯罪、事故等を防止するための安全環境の整備について、このような防犯灯の増設を市長はどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

次に、公園整備についてお伺いいたします。

現在、当市には都市公園8カ所、児童公園9カ所がありますが、公園の管理、点検、また

遊具等の点検等についてお尋ねいたします。

今夏、市内の公園を何カ所か点検してまいりました。都市公園は8カ所中6カ所に遊具が設置されておりましたが、児童公園につきましては9カ所遊具が設置されているところでございます。第4次総合計画の中には、「市民の生活に密着した近隣公園や街区公園は、児童や高齢者に配慮しながら遊具などの安全性や樹木の管理面に重点を置いて整備を進め、1年を通して安全で快適に利用できるような公園づくりに努めてまいります」とありますが、まず初めに管理、点検はどのようになっているのか。また、除草作業、点検等の報告はどのような方法であっているのかお尋ねいたします。

次に、環境問題、グリーン購入について。

循環型社会づくりを進めるために必要な法律の一つとして、グリーン購入法が2001年4月に全面施行されました。グリーン購入とは、環境への負荷が少ない製品やサービスを優先して購入することです。同法は各省庁や国会、裁判所など国の機関にグリーン購入を義務づけており、国の諸機関は毎年度目標などを明記した調達方針を公表して取り組んでいます。一方、努力義務にとどまっている自治体においても、グリーン購入の意義を認識する割合が高まってきています。環境に配慮した製品を選んで買うグリーン購入は、循環型社会を築き、大切な環境を守るために必要な行動の一つです。環境に配慮した製品を選んで買うことで、企業にそうした製品づくりを促そうというグリーンコンシューマー運動が数年前から広がってきていますが、まずは行政機関が率先、垂範をということで、グリーン購入法が施行されることになりました。

現環境物品は多岐にわたり、紙類、情報用紙、印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、また文具類としてはノートや封筒など紙製文具、筆記用具や定規などのその他の文具、またオフィス家具では机、棚など、またOA機器ではコピー機器、コンピューター、プリンター、ファクス、スキャナー、また家電製品では冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、ビデオ等、照明器具として蛍光灯器具、蛍光灯ランプ、また自動車、繊維製品、制服、作業服、手袋、軍手、寝装寝具等があります。こうした環境物品を選ぶ際には、環境ラベルなど各種の制度やマークが参考となります。一般の消費者である私たちの大きな山が動いていけるように、まず行政がみずから率先して取り組むべき課題ではないでしょうか。

グリーン購入法では、具体的には、1. 取り組みの基準や目標を定める、2. チェック体制の仕組みを整備する、3. 推奨する環境物品のリストなどを作成して意識の啓発をするなどの内容になっておりますが、本市におけるグリーン購入についてのお考えをお聞かせください。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

**○市民課長（正宝典子君）**

4番水頭議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は2点あったかと思えますけど、1点目、当市の住民基本台帳ネットワークシステムの構築はどうなっているかという点でございます。

当市の住民情報処理につきましては、二つの柱がございまして、住民情報は杵藤広域圏の電算センターで運用を開発し、共同利用をしております。管理ももちろん広域圏の電算センターにお願いをしております。ということで、住基ネットも昨年8月にスタートをいたしました。住基ネットの構築も管理も電算センターでしていただいております。それで、ウイルスとかハッカーとかの問題があるので、どのようになっているかと申しますと、住基ネットは専用回線で構築をされてございまして、インターネットは利用しておりません。ということで住基ネットの入り口にはファイアウォール、侵入探知装置というのを設置をしております。安全な独自の通信方法を利用しておりますので、例えば万が一、市町村のシステムにハッカーやコンピューターウイルスが入ってきたといたしましても、住基ネット内に入ることはできないようなシステムになっております。

それから、2点目の住基ネットの将来についてということでございしますが、昨年の8月5日に第1次スタートをいたしまして今まで1年を経過いたしましたけれども、当市におきましては不正アクセスなどのトラブルというものは発生しておりませんので、今後も個人情報保護に配慮をしながら業務を行っていきたいと考えております。

**○議長（小池幸照君）**

峰松福祉事務所長。

**○福祉事務所長（峰松光夫君）**

私の方からは、少子化対策について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定についてということについてお答えいたします。

現在の少子化の状況につきましては、先ほど議員申されたとおりであります。さきの国会で成立いたしました次世代育成支援対策推進法の一部は既に施行されております。平成17年4月1日、全面的に施行されることになっております。なお、この法律は平成27年3月31日までの時限立法であります。市町村は国が定める行動計画策定指針に則して5年を1期とした市町村行動計画を平成17年3月までに策定するものとされております。これからのスケジュールといたしましては、まず15年度、子育て支援のニーズ調査をいたすことになっております。必要なサービス量を設定いたしまして、これを16年の4月には県に報告をすると、そして県は国に対して同じように報告をいたして、国が全国的なサービス量を把握すると、こういう段取りになっております。一方、私ども市町村においては、16年度中に先ほどのニーズ調査、それからサービス量の設定をいたしたものを中心にして、次世代育成行動計画を作成するということになります。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

それでは、4番議員の食の安全についてということで、食品安全基本法のことについてお答えしたいと思います。

これはことしの7月1日に施行されまして、目的としてはそれぞれの食品の安全の確保に  
関しての関係者の責務を明記したところでございます。特に国及び地方公共団体の責務、そ  
れから食品関連事業者の責務ということと、もう一つは消費者の役割ということであって  
あります。これは具体的に今取り組みがなされているのは、昨日も申し上げましたとおり、  
トレーサビリティということで、生産の工程がわかる履歴を表示するというので、今取  
り組みがなされています。法的には、牛肉については法制化をされておりますけれども、そ  
の他の食物についても、今自主的に取り組みをされています。それから、安全性という部分  
でいいますと、昨日も申し上げましたようにそれぞれの有機食品の検査認定制度、また特別  
栽培農産物認定制度、またエコファーマーの認証制度など、それぞれの分野で今組み  
がなされています。逆に言いますと、こういう取り組みをしなければ売れないような状態にな  
ってきているというのが現状ではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

4番水頭議員の御質問にお答えいたします。食の教育についてという御質問でございます。

給食の残飯をなくすための教育の実施をということでございますが、児童・生徒の平均的  
所要栄養量の基準は小学校3年、4年生で1日1,920キロカロリーとなっております。1回  
の栄養量は640キロカロリーで、中学校では2,460キロカロリー、1回の栄養量は820キ  
ロカロリーとなっております。給食センターでは毎日の給食メニューで、この1回の栄養量  
を目安にした献立表をつくり、給食を提供いたしております。

残飯につきましては、昨年までは各学校で主食と副食の残飯もまぜ、給食センターで総重  
量をはかり、処分をいたしておりましたが、それをことしより主食と副食をそれぞれに回収  
し、分別回収ということになります。給食センターでそれぞれ重量をはかり、残飯量の分  
析をいたしております。学校現場及び給食センターでは手間のかかる作業となりますが、こ  
の残飯量の分析によりまして、どの献立について残飯が多いのか、また子供たちがたんぱく  
質、脂肪、カルシウム、鉄分、ビタミン等の摂取の状況がどうなっているのかなど、今後の  
メニューの作成や子供たちの栄養の摂取の指導におきまして役立てていきたいと考えており

ます。

また、小学6年生の1人当たりの給食の量は1日約600グラムでありまして、残飯の量は平均的に約40グラムとなっております。残飯の主なもの、主食の米が約3割から5割を占めるという状況であります。食の教育の意義の一つに、調理する能力の育成と食品のむだの減少があります。栄養や健康指導のほか、調理する能力をはぐくむことにより食材についての理解を深め、むだや廃棄を少なくすることができるものと考えておるところでございます。

次に、全児童に農業体験をという御質問でございます。

食の教育の意義につきましては、次のことが上げられております。1番目に健康で安全、安心な食生活の実現。2番目といたしまして、食品の正しい選択能力の付与。3つ目といたしまして、調理する能力の育成と食品のむだの減少。4番目に、食文化や伝統的食材の継承。5番目といたしまして、生産の場としての農業、農村への理解の促進が上げられておりまして、生産者と消費者の信頼関係を築く礎となるものでございます。

現在、教育委員会におきましては農林事務所、農林水産課など関係機関と連携を図り、農業体験など各種の授業に取り組んでおります。幾つか紹介いたしますと、農業への魅力を持つとともに地域農業への愛着心をはぐくみ、次代へ継承される地域農業の振興、発展を図ることを目的に食の教育実践授業を行っております。この授業の内容といたしましては、学童農園とか一日農家体験、収穫祭、料理教室の実施。農業学習といたしましては、講演会や市場見学会を実施いたしております。また、みそづくり体験学習を実施いたしております。また、もう一つ御紹介いたしますと、整備した水田、水路、ため池、里山等を遊びと学びの場として活用し、水田の持つ多面的機能や自然の関係を習得することにより、そのあり方を次の世代に伝えていくことで、永続的に農地、土地改良施設が維持、保全されていくことを学ぶ佐賀農業農村ふれあい運動実践活動促進事業に取り組んでおります。

以上のように総合的な学習の時間帯で農業体験を含めまして、食をテーマとした学習に取り組んでおりますが、環境や情報、福祉などいろいろな学習テーマに取り組んでおりまして、年間を通しての食をテーマとした学習を仕組むのは難しい状況であります。

#### ○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

#### ○商工観光課長（北御門敏則君）

私の方からは、佐賀県食品表示ウォッチャー制度について申し上げます。

佐賀県では今年度より食品表示の適正化を図るため、買い物などの日常活動の中で食品表示の状況を継続的にモニターしていただく食品表示ウォッチャー制度を導入されております。この制度の内容といたしましては、食品の品質表示状況のモニター及び報告ということで、具体的にはウォッチャーの方がスーパーや食料品店など、日ごろ買い物に行かれたときに食品の表示は正しいかどうかというのをチェックされて、定期的に2カ月に1回ですが、県に

報告をしていただくということになっております。それと不適正な食品表示に関する情報提供ということで、JAS法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律というのがありますけれども、これに基づく商品の品質表示基準、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等に反している疑いがある表示を発見した場合については、その都度、直ちに県に報告をしていただくというふうな活動の内容になっております。

それで、県全体でウォッチャーの方が100名いらっしゃって、鹿島市内には現在3名の方が活動をしていただいております。それで、品質表示ではないんですが、市の方では現在行っているものについては、食品表示の中で重さについて表示をしてありますけれども、それが正しく適正に処理をされているかどうかということにつきまして、計量法に基づきまして、それぞれの店に予告なく出向きまして検査を行っているところであります。それで不適正な処理がなされている場合につきましては、その都度指導を行っているというところであります。

以上であります。

**○議長（小池幸照君）**

山本総務課長。

**○総務課長（山本克樹君）**

4番目の①犯罪が発生しにくい環境整備をという中で、防犯灯の増設をということでございますけど、現在、防犯灯の設置につきましては各部落の区長さんが自分の部落を点検されまして、ここは設置すべきだと判断されますと市に要望をしていただきます。要望していただきますと、2分の1の補助で設置をしていただくと、そういうふうなシステムになっております。年間、設置数が大体約30基でございます。

それから、御質問の中でありました集落と集落のいわゆる境界のところのことが出されましたけれども、このことでは一つの例でございますけれども、両部落にまたがる通学路があります。そこの防犯灯をどうするかといったときに、そこの地区の防犯協会の方でそこを設置して管理をしていただいているという、そういう例もあります。当然このときにも市の2分の1の補助は支出をいたしております。防犯のためにはできるだけ数をふやして設置をしていきたいというふうに考えておりますけれども、当面は現在のやり方でやらせていただきたいというふうに考えております。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

私の方から、4番議員の公園の整備についての御質問のうちの都市公園に関する事項についてお答えいたします。

まず、都市公園の管理についてでございますが、現在、都市公園の管理につきましては、

定期的には剪定作業を年1回、それから草払いを年3回、シルバー人材センターや民間の業者に委託するとともに、随時利用者の方々などから時々整備の御連絡等がございますので、それらにこたえるために職員などで剪定作業等を行っているところでございます。

それから次に、点検についての御質問についてであります。公園遊具の安全点検につきましては、常日ごろから管理人の方や私たち職員などで点検を行っているところではございますが、それでもやっぱり見落とす場合が考えられますので、公園遊具等の安全管理の強化を図り、公園内の事故の発生防止及び安全な公園利用を確保することを目的といたしました公園の安全点検マニュアルを作成いたしまして、それに基づき遊具の損傷や劣化及び地盤周辺等の危険な場所がないかなど点検を定期的に行っているところでございます。また、その点検などで遊具などの改善が必要な場合は随時必要な対応を行っているところでございます。なお、今後、遊具を新設更新いたす場合には、国土交通省より平成14年3月に示されました都市公園における遊具の安全確保に関する指針により設置することとなっております。このことで安全の確保が保たれるということになります。

それから次に、最後になりますが、公園の剪定や除草作業など委託後の作業点検終了後の報告はどのようにしているのかということでのお尋ねでございますが、担当者による現地確認とともに、業者には毎月10日までに作業前と作業後の写真の添付を義務づけまして、それを提出していただくと。それをうちの方で決裁を回すという形で確認をしているところでございます。

私の方からは以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

矢野市民部長。

**○市民部長（矢野 正君）**

児童遊園の管理点検、こちらについてお答えをいたします。

現在9カ所でございますが、そのうちの2カ所、つまりは中央児童遊園、さらに二本松、この2カ所についてはシルバー人材センターへの委託であります。その他につきましては、地元の老人クラブ、さらには地元の同好会の方々、直近の地元の方々、こういう方々にお願いをいたしているところでございますし、管理点検は除草を含めて遊具の点検、こちらもお願いをしていますし、同時に市の職員も定期的に巡回パトロールに回っている。

報告関係につきましては、このシルバーさんの2カ所につきましては毎月報告をいただきながら、文書決裁で私の方で決裁をいたしております。その他につきましては、それぞれ地元の方々の心の触れ合い、あるいは地域の連帯感、地域愛、こちらでボランティア精神を発揮していただきながら自主的に清掃活動、こういったものを踏み込みながらやっていただいておりますし、口頭報告を受けて、現実的に私どもがその報告を受けた後に点検、確認をさせていただきます、さらには意見交換等も交わしている、こういう状況でございます。



○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

私の方からは御質問の大きな5番目、環境問題のグリーン購入についてということで、鹿島市役所としてどのような取り組みを行っているのかという御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど議員が申されましたとおり、平成12年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法が制定されました。そのような国の動きの中で鹿島市におきましても、平成13年に地球に優しい環境づくりのための鹿島市役所行動計画を作成いたしております。その中でグリーン購入の推進を図るといたしまして、具体的に目標設定を行いまして、その目標設定は基本的にはエコマーク、グリーンマーク商品の購入推進を図る。紙類、文房具類、その他の備品類ということで掲げているところでございます。

購入実績でございますけれども、グリーン購入の購入実績につきまして、申しわけございませんが、各課には購入の調査をお願いしておりません。そういうことで、市全体での実績の把握ができておりませんが、財政課でおおむね把握をいたしております紙類、それから文房具類、これらにつきましての購入実績を申し上げたいと思います。

平成14年度の実績でございますが、まず大きな目標といたしておりましたコピー紙につきましては、目標を古紙含有率70%及び白色度70%以下ということで目標を設定いたしておりましたが、14年度の購入実績につきましては古紙含有率 100%及び白色度70%以下ということで、これはグリーン購入法適合ということで目標を達成しているところでございます。そのほかの紙類でございますが、紙類につきましてはできるだけエコ商品の購入に努めておるところでございますけれども、よく議会での予算書あたりをお願いをしておりますざら紙、このあたりにつきましては、ざら紙自体は古紙の含有率70%ということになっておりますが、まだこれはグリーン購入法の適合商品という認定はされてございません。そういうことでございます。

それから、トイレットペーパーにつきましても古紙含有率 100%ということでございますけれども、これにつきましてもグリーン購入法の基準をクリアしていないということでございまして、ちょっとそのあたりにつきましても購入率がほとんど上がっていないというところで、このあたりについてがちょっと課題かなと考えております。

それから、文房具類につきましては、鹿島市の事務用品につきましては全体で63品目を常用品として財政課の方で契約購入をいたしておりますけれども、その中で現在のところ常用品の中の34品目がエコ商品となっております。率でいいますと54%の達成率ということでございます。ただ、その残りの29品目につきましても、ホッチキス針とか輪ゴム、乾電池、フロッピーディスクなど、こういうものはエコ商品がないものですから、ある程度の単価はエ

コ商品につきましては単価が高くなりますけれども、単価面ばかりではなくて品物の使用形態、市役所でこういった形で使用していくのか、そういったところも検討を要するんじゃないかと考えております。

ちなみに私、きのう話題となりましたネームプレート、これにつきましてはグリーン購入法の適合商品ということで、中の方にマークが入っております。そういうことで、できるだけこういったものについては環境に優しいものを購入していこうということでやっております。

そのほか、事務用品では今財政課の方で取り組んでおりますのが、パソコンのプリンターなどのトナー用品、このあたりについて一応メーカーがお願いして対応できる分についてはリサイクルトナーの購入をするということで、これは現在鹿島市役所内で 121 台中の 25 台です。20%程度ですが、リサイクルトナーを使用しております。今後、これらについても使用率を高めていきたいと、そのように考えているところでございます。

それから、その他の備品類につきましては、商品が多岐にわたっておりますし、給食センターで購入する備品類とか浄化センターで使います特殊な消耗品類、それから学校備品の中での特殊な物、こういったものについてが多うございまして、なかなか購入課での取り扱いがまちまちであったということも見受けられますので、財政課といたしましても今後さらに全庁的な取り組みを強化していきたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

4 番水頭喜弘君。

**○4 番（水頭喜弘君）**

御答弁ありがとうございます。

住基ネットの件ですけど、専用回線を利用して、またファイアウォールで完全な独自の方法でやっているということで、それからまた不正の発生、トラブルはあっていませんということの報告をされました。ぜひ今後よろしく願いいたします。

住基ネットに関しては25日に稼動しましたが、その交付手続が始まって、申請受理、また交付枚数が各地で、25日同日いろいろ新聞等でもインターネット上でも載っていました。九州の各主要都市の8市で見た場合に、総人口が490万人で計534件が申請受理され、計297枚が交付されたということです。宮崎市ではよそより多かったです。また、熊本市では少なかったということで、住基カードの主なメリットとしては、住民票の写しを全国どこでもとられるようになるとか、転入転出手続で窓口に行くのが転入時だけで済むとか、また写真つきの場合、運転免許書と同じように公的証明書として利用できると。ところが、運転免許証の提示でも可能とか、また学校転校などの手続があるケースは、転出する市区町村の窓口に出向しなければならないとか、またこれまでの運転免許証や健康保険証を証明書として使ってい

る人は必要ないとか、つまり住基カードが役に立つケースは余りないようで、それが数にあらわれているんじゃないかと思います。

ちなみに、福岡市では 125件で83枚、北九州市は61件で61枚、長崎市が53件で27枚、佐賀市は26件で23枚、宮崎市が 104件で70枚、鹿児島市が46件で33枚と、こういうふうになっていますし、さっき言ったとおり宮崎市が多かったのは、I Cチップを使って独自のサービスを加えることが可能であることから、印鑑証明の機能などを付加したことによることで数が多かったのじゃないかと思います。

そこで、当市での受理件数、また交付枚数、それから今回予算につけられているデジカメ、パソコン等の購入の予算ですけれども、その写真添付の請求があったのか、それをお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど1点だけちょっと漏らしたんですけど、15年度から県が光ファイバーを各地域に引いてきますが、その光の利用に対しての将来的な取り組み、これをお伺いいたします。

次に、少子化対策です。

この少子化対策の中で、次世代育成支援対策推進法のことで、今回アンケート調査等を兼ねた予算が組まれているんですけども、ニーズ調査、必要なサービスをどのようにしてとということで、そういうものを調査するためにアンケート調査をされるんじゃないかと思うんですけども、このアンケート調査をされる対象、どのような人たちにアンケート調査をされるのか、これをお聞きしたいと思います。

ここに新聞等、またいろいろと載っていましたので紹介したいと思いますけど、2003年版の厚生労働白書「活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築」が8月1日に発表されましたが、その中で「高齢者の就業やボランティア活動が高齢者自身の生きがいや健康づくりにとどまらず、育児など現役世代が抱える問題の軽減にも役立つことを強調し、04年の年金制度改革も視野に入れつつ、「世代間の新たな支え合いの仕組みが重要」と白書では訴えています。この白書の中で「高齢者と現役世代のそれぞれについて現状と課題を分析している。現代の高齢者は、子や孫と別々に暮らす割合が高く、地域社会とのつながりも薄い。02年には子どもと同居していない高齢者が 1,179万人、ひとり暮らしの高齢者が 341万人に達し、この10年間でそれぞれ2倍近く増加した。しかし、その半面、就労やボランティアに対して高い参加意欲を持っており、こうした意欲を具体的な社会参加に結びつける環境整備が求められている。一方、現役世代について白書は、出生率低下の要因を考える上での新たな視点として「親の長時間労働」と「3世代同居比率」などを提示した。長時間労働と出生率、3世代同居比率と出生率の関係にはそれぞれ高い相関関係が見られる。南関東、北海道、近畿など長時間労働者比率の高い地域ほど出生率が低い。また、3世代同居比率の低い地域ほど出生率が低いという傾向がある。これらは祖母や祖父など子育ての支え手が周りにいる

かどうか、男性を含めて家庭生活と調和できる働き方ができるかどうか、子育て環境として非常に重要であることを示唆している。こうした高齢者と現役世代の状況を踏まえ、白書は「社会参加を求める高齢者」と「子育ての応援を必要とする現役世代」との間に新たな支え合いを生み出すことを提唱している」。

佐賀県統計課の調べによりますと、取り組みの中で親と同居と合計特殊出生率の関係を考えてみますと、佐賀県は65歳以上の親類のいる世帯は約11万 8,900世帯、全世帯の42%、このうち3世代同居は約4万 5,700世帯、約16%で、ともに全国8位と、合計特殊出生率は1.56と全国平均より高く、佐賀県は3位ということです。本市でも、この点どのようになっているのでしょうか。

「まず親と同居することで、いろいろな面で子育て支援を受けることができる。安心して共働きができるわけで、子どもの授業参観や学校行事に行けない時はカバーしてもらえ、親も孫の成長ぶりを楽しみ、「第二の子育て」を生きがいにすることができる。幼児が夜中に具合が悪くなった時でも、経験と知恵が豊かな親が相談にのってくれ、何かと頼りになる場合があるし、親の面倒も見られる。同居はしていないが、親が車でさほど時間のかからない近所に住んでいて、子育て支援を受けている人も多い。こうした人たちは実質的に同居に近い状態といえる。本県のこうした家族環境の特性は無視できない。高度経済成長時代に核家族化が進んだが、親との同居が少子化の進行をスローにしているといえるのではないか」。

近年、高齢者がシルバー人材センターやNPOを通して、地域の子育て支援に取り組む事例がふえています。全国シルバー人材センター事務協会によると、育児支援事業を実施しているセンターはことしの5月現在ですけど全国で120カ所、同協会が育児支援事業を実施しているセンターの数を集計し始めた昨年5月から1年間で38カ所ふえたということです。支援の内容は保育施設への送迎から留守中の見守り、託児サービス、産前産後のサポート、遊びの伝授など多彩である。高齢者が育児支援に取り組むのは、高齢者にとっては就業の場の拡大となり、子育て家庭にとっては利用できるサービスの拡大につながると。さらに地域で孤立しがちな高齢者にとって子供と触れ合うことは、生きがいと喜びに違いありません。こうした流れを後押しするため、厚生労働省は2003年度からシルバー人材センターによる子育て支援事業の創設に4億円の予算をつけました。

白書では高齢者の社会参加に向けた行政のかかわり方として、ボランティア講座の開催を初めとするきっかけづくりやボランティアコーディネーターなどの人材育成を上げています。官民一体での子育て支援策を怠らないようにするのは言うまでもありませんが、高齢期を生き生きとした第2の現役期とするため、高齢者一人一人の社会参加の意欲が確実に生かされるような実行性の高い環境整備が行政にも望まれていると思いますが、いかがでしょうか。

この地域次世代育成支援推進事業で、全国ですとね、この問題は高齢者の方は人材のこと、それからいろいろな面で今シルバー人材センターの子育て支援事業のことで紹介いたしまし

たが、このことで地域で子育て支援をするということで、全国でもまれなところが長野県に実はあったわけですよ。茅野市というところですけど、これは物すごく今視察されて、議員、またある関係機関から、国からも視察に行かれたそうです。ここを今度の10月に視察で訪問するようにしていますけれども、ここには目指すものがいろいろあります。電話での24時間相談受け付け、また子育てについての学習の場とか、また情報の提供、交換、集積の場、子供の情報集めで、だれでもがその場で必要な情報が閲覧できるとか、子供の遊び、子供同士、親同士が交流の場をつくるとか、それから子供を預け合う場所で、この館自体が託児所ではないけれども、知り合った親同士がこの場所を利用して、しばらくの間、子供の面倒を見てもらうとか利用の仕方とか、それから一時的な避難の場というのですか、保育園、幼稚園などに何らかの理由で行かれない子供とか、そういうことであります。

そういうことで、全国的なことで、インターネット上でいろいろ紹介しておられました。ここはもうとにかく全国的にも見に行く人も多いし、とにかく一遍見たいというですね、見に行ったら皆さんにもまた報告したいと思えますけれども、一応そういうことで参考までにこういう取り組みをしているところもある事例を紹介いたしました。

食の安全ですけど、この点に関してはいろいろと御答弁いただきましたが、ここで何を食べるべきかということで、作家、栄養学ジャーナリストの東大フランス文学科卒業の丸元先生という方が書かれているところに、ちょっとこれは感心、これは何でかねと不思議で、こういうことがあるかなと思って、ちょっと読ませてください。

ニューヨークの市の学区で取り組んだ中でのことですけど、食の教育の中で4年間かけて、食事に飽和脂肪と砂糖が含まれ過ぎている害と食品添加物の害を確かめる大規模な実験が行われたということでありました。1年目の1979年には飽和脂肪と砂糖がカットされた。ハンバーガーに使う肉からは脂肪の部分を取り除かれ、パンは食物繊維が豊富な無精製の小麦全粒粉でつくり、食品に含まれる砂糖の割合は11%を限度にした。それまでケチャップには29%、アイスクリームには20%、コーンフレークなどシリアル類には50%も砂糖を含んだものがあつたのです。この実験を始める前のニューヨーク市学区の標準学力テストの平均点数は39点で、全国平均を11点も下回っていた。食事の内容が脳に影響を与え、行動や学習能力をも左右すると栄養学者たちは主張していたのだが、この年の学力テストの平均点数はいきなり8点も上がって49点になった。こうした学力テストの学区平均というものは急に上がり下がりするものじゃないので、何年かして二、三点上がれば上出来と関係者は思っていたから、その結果にはびっくりした。2年目の1980年には、着色料や合成甘味料の添加してある食品もシャットアウトされた。すると成績はさらに上がり51点になった。今度は3年目の1981年は1980年と同じ食事にしたので、学力テストの平均は横ばいだった。4年目の1982年にはBHAやBHTなどの保存料の入っている食品が除かれた。すると成績は一段上がって55点になった。食事を変える前と比べて16点も上がったのだ。実に41%もの上昇であつた。この

研究結果を報告したアレクサンダー・シラスはこう言っている。「この4年間にニューヨーク市学区は教師の給料を上げたわけでもなく、教師1人当たりの学童数を減らしたわけでも、カリキュラムを変えたわけでもありません。変わったのは食事だけです。信じがたいことですが、食事の力だけで学力試験のスコアを16点も上げたと言わざるを得ません」と、こういうことをびっくりして、何が何だかいっちょんわからんごとなったですけれども、そういうふうで書かれていましたので紹介いたします。

もう時間も少なくなっただすけど、済みません。公園の問題です。もう終わりかな。もういっちょよかですか。

○議長（小池幸照君）

質問は簡潔にですね。

○4番（水頭喜弘君）続

安らぎと潤いのまちですけれども、この除草ですけれどね、年3回と言われました。春、夏、秋で、春、夏、夏、秋と4回、夏の草の生える状況というのはびっくりするごと生えるわけですよね。だから夏2回とかできんでしょうかね。僕はいろいろあちこち見た中で、北公園のところも見たんですけど、そこの中で草がいっぱい生えていて、見に行ったときも生えていたわけですよ。ところが見てから、この原稿ば書き始めたぎ、ある程度刈っちゃったですもんね。そいで、刈っちゃったけんよかったねと思うわけですよ。ところが坊主刈りというか何かあっちこち刈って、やっぱりきれいに刈っていなかったから、やっぱり多分業者の方が刈っておられるんですかね。それともシルバーの方が刈っておられるかしれんですけど、その一部だけ刈られて、その周りは刈られていなかったの、やっぱり指定してそこだけ刈れるようにされているのか。

そして、もう一つですけど、そこの中にゴミが散っていたから、ゴミ箱を置いたらどうかということで、課長に言うたら、ゴミ箱は大体置かないようになっていますと。それで、ゴミを拾ったわけです。来る人のモラルの問題ですと云われたもんで、後から行った人がゴミを拾いはしたけれども、どこに捨てていいかわからなかったの、それは持って帰る人は、ほんなごて鹿島市民憲章じゃないですけど、すばらしいことですよ。ゴミ箱は置くようにしていないと、市民のモラルの問題だと、そして後から来た人は持って帰れと、ちょっとこれは考えてみて、ちょっと合わんなと思って、何か考えながら帰ったんですけれども。市長、ゴミ箱を置くぎやっぱり片づけんばならんしと言いんさっぱってん、何かやっぱり清掃、全国で第8位になっている鹿島市がやっぱりそういうふうに見たら、ちょっと厳しいなという面もありましたので、何かよかあれでもあったら、特例じゃないんですけどお願いします。

それから、この市内の児童公園、またはそういう中でトイレ、それから駐車場、遊具などの有無などを生かす遊び場マップという、それを何か作成をどうだろうかと思います。トイレはここに、駐車場もありますと、それから遊具もありますと、それからボール遊びもちょ

っとはされますというぐらいの、記号化して地図上で記されるようなそういうものがあれば、皆さんが児童公園、それから都市公園も見に行って、そしてそれを有効に安心して利用できるようにということで点検して回って、そのことを気づきましたので、よかったらそのこともお願いしたいと思います。

環境問題については、グリーン購入、努力されていることはわかりました。全国的にも広がりつつあるし、しかもグリーン購入ネットワークというのがあるんですね。ネットワークに自治体が加入されているところが、かなりインターネット上で出てきました。購入のときにネットワークがあるかなと思ったんですけど、課長に聞いたらやっぱりネットワークがあるそうです。そこに加入されて、庁内の調達度を上げていく手段としていろいろとそういうところもありますので、そういうこともよかったら加入するまでもなく完璧にやっていますと言われたら、もう言いようがないんですけれども、何かあったらお願いしたいと思います。

あと、食のことは、山口議員も食育に関していろいろ言われて、食の教育については答弁は伺っていますので。あと、食育に関して、食事の指導は赤ちゃんから始まり生涯を閉じるまで必要なわけで、保健センターがこの役割を受け持っておられると思いますが、学齢期の指導は学校の教育の一環として行われていますが、未就学児について保健センターがどのような機能をしているのか、3歳児健診までは離乳食を含めて、親も相談会があっているはずですが、だが、保育児については栄養士もおられると思いますが、どのように指導しておられるのかお尋ねいたします。幼稚園児についての食育についてはどうなっているのか、保健センターとしてのかかわりはあるのかないのか、この年齢の食育の怠りが小学校給食時の混乱につながるような気もいたしますのですが、いかがでしょうか。四、五歳児の幼児の食育について保健センターが実施しておられることをお聞きしたいと思います。

ということで、これで僕の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（小池幸照君）**

正宝市民課長。

**○市民課長（正宝典子君）**

水頭議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

住基カードにつきましては、本稼動をいたしました8月25日から受け付けを開始いたしております。希望される方につきましては、1枚500円で交付をしているところでございますが、御質問の当市における申請受理件数はきのうの9月10日現在で6件でございます。3枚が写真持参の方、あと3名は窓口でデジカメで撮影をいたしました。交付枚数でございますが、きのう現在で4枚となっております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

少子化対策の関係でございますけれども、この議会に補正予算としてお願いをしているわけでございますが、その成立次第、私どもはアンケート調査をするという段取りになります。対象は小学校就学前のグループと、それから小学生ということで無作為に抽出して2,000名を対象としたいと、こういうふうな計画であります。それから、子育ての経験のある高齢者と子育て中の現役とのつながりといいたいまいしょうか、これにつきましてはこれから行動計画というものを策定していくわけでございますので、その点で重要な視点であるというふうに理解します。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建冶君）

住民基本台帳のネットワークに関連しての御質問でありました。私の方からは、県の光ケーブルの整備状況についてお答えをいたします。突然の御質問でしたので、十分なお答えができるかわかりませんが、知り得る範囲でお答えをしたいと思います。

まず、県は現在、県の各主要施設を光ケーブルでネットワーク網を整備増というような形で現在整備をなされています。通称情報ボックスと言われるものだろうと思っています。これにつきましても、鹿島市におきましては今年度中に総合庁舎の方まで県のケーブルがつながるということを知っています。

それで、その後の活用ですが、これも定かではございませんけれども、現在、消防防災課と防災無線という形で各市町村が県と結ばれております。それをさらに光ケーブルで県内の全市町村と県をつなぎまして、防災情報ネットワークシステムというのをつくりたいという考えを持っておられるというようなことも聞いております。しかし、これは実際いつになるかということは、まだ定かではございません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

食の教育ということで、食品と学習面との相関ということでニューヨークの例が示されたわけでありまして、大変興味はあったわけですが、今私たちがやっている学力向上の取り組みとしましては少しためらいを感じたところでもあります。しかし、どんな食べ物がどうかということは私はわかりません。ただ、例えば早目に起きて朝食をきちんと食べて、少なくとも1時間ぐらいいは置いて、体がなじんだ状態で学校の1時間目の授業に臨むと。こ



ういうふうな生活のリズムが、やはり脳の活性化等には非常に大切なことではないかと。こういうことこそ家庭教育として、あるいは子育ての一環として、まずできることということで習慣化することが最も身近で、また一番大切な食の教育の視点であろうというふうに思います。ニューヨークはそうでしょうけれども、鹿島はそういうスタンスでいきたいと思えます。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

平尾保険健康課長。

**○保険健康課長（平尾弘義君）**

お答えいたします。

幼児の食の食育というんでしょうか。保健センターでの役割についてのお尋ねでございましたけど、議員おっしゃるとおりに3歳6カ月児以上につきましては、健診のときに親さんに向かっての教育をいたします。ただ、生まれてからすぐということでは御質問でございますが、4カ月児健診というのがあっております。この中で待ち合いを利用いたしまして、若いお母さんに対して栄養士の方によりまず離乳食指導を行っております。これは母乳やミルクの次に与える食べ物としての最初の指導であるということで、特に力を入れておるところでございます。実際に野菜スープをつくったり味わってもらい、おかゆの作り方等の指導をいたしております。市内のお店の中にはインスタントのベビーフード等も出回っているところがございますが、離乳食こそ母親の手づくりをということで、特に御指導を与えるところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

私の方からは、公園の除草に関しまして年4回やったらどうかということでお尋ねでございますが、現行の3回で十分とは思っておりませんが、どうしてももう1回ふやすとなりますと、経費等手間の問題等が出てまいりますので、当面申しわけございませんが、年3回ということで行きたいと思えます。それで、どうしても必要であれば先ほど申しましたように、職員でも対応しておりますので、その辺御理解をよろしく願います。

それから、ごみ箱の設置に関してございますが、自分で持ち込んだごみ類は自分で持ち帰るという考え方が、利用者にその意識を持っていただくことがやはり今は大切でありますし、必要だと考えますので、基本にごみ箱は置かないという現在の方針を続けさせていただきたいと思えます。

それで、先ほど議員申されましたように、割に合わないかもしれませんが、公園に出向か

れたときはごみ袋でも持って行っていただきまして、拾っていただければありがたいと思うところがございます。よろしくどうぞお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

江頭建設環境部長。

**○建設環境部長（江頭毅一郎君）**

私の方からは、遊び場マップの作成ということでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

現在、蟻尾山公園と北公園につきましてはパンフレットがございます。そういうことで遊び場マップを単独で作成をするのか、共通性のあるほかのマップに図示をしていくのか、いろいろな方法があるかと思いますが、マップの必要性というものは十分認識をいたしております。あれもこれもマップ作成ということになりますと、整理がつかない面もございますので、推移を見合わせていただきたいと、そういうふうに思います。

**○議長（小池幸照君）**

4番水頭喜弘君。

**○4番（水頭喜弘君）**

済みません。もう一点お聞きしますけれども、防災無線の件ですが、現在、市内40何カ所かあるんですけれども、この防災無線の朝の6時、それから正午、それから5時に時報で曲で知らせておられるんですが、市民の皆さんからあったもので、ちょっとお伺いするんですけど、あの曲はやっぱりあの曲でこのまま通していくのか。今までは市民の皆さんに受けてきたと思うんですけど、市民の皆さんがいろいろあったもので、これをどのようにか、よかとの見つければ変えられていくあれはあるのかと、それから防災無線の風向きによって、かなりまだ苦情が来ているんじゃないかと。その苦情に対する取り組みをお伺いして終わりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

山本総務課長。

**○総務課長（山本克樹君）**

曲でございますけど、現在防災無線から流している曲を変更するということは考えておりません。3年ぐらい前にもある議員から何で昼に「イエスタデー」なのかというお尋ねがあったんですけど、ちょっと今のところ、現在変更は考えておりません。

それから、防災無線そのものに対しても風向きで、やっぱり苦情が来る場合があります。私たちは、それは風向きだけでなく、向きに関係もあるんじゃないかとか、それから当然天候の状態でもやっぱり聞こえなかったり、低く聞こえたりあります。定期的な保守点検をいたしておりますので、そのところで改善に取り組んでいきたい。故障したり聞こえなくなったというのは、当然臨時的に故障を改善していきたいというふうなことで考えております。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。

よって、日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は、あす12日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時1分 散会